

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (2 4 . 2 定)			
日 時	平成 2 4 年 6 月 2 2 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、濱本副委員長、千葉・吹田・高橋・酒井・上野・ 山口・中島各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、総務部・水道局・ 教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、中島委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、安齋委員が吹田委員に、川畑委員が中島委員に、松田委員が高橋委員に、林下委員が山口委員にそれぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

○上野委員

◎新夜間急病センターの医師運用体制について

まず、夜間急病センターについて伺います。

代表質問でも質問させていただきましたが、御答弁の中で医師の体制についてなのですが、運用体制について、本年 1 月から市と医師会の間で協議が行われているということですが、開設に向けて、今 1 月から始まっている協議に関しまして、6 月ということ半年経過しているということ、その運用体制についての取組状況、今こういう状況であるということをお答えいただければと思います。

○（保健所）保健総務課長

1 月以降の夜間急病センターにかかわります市と医師会との打合せについてですが、この会議は、昨年 11 月下旬に夜間急病センターが、今度、単独で実施されるということになったことに伴いまして、医師会から、これまで済生会病院において負担をお願いしていたようなことが、独立型になることによって、どのように解決されていくのかといったようなことを、今、委員がおっしゃいました医師の確保等も含めて、協議をしていく場を設けていただきたいというお話がありまして、本年 1 月 10 日、市側は市長、副市長をはじめ、保健所の職員以下、医師会側は医師会長、副会長、救急担当の理事の方々を含めまして、協議会を設置しているところであります。

この協議会につきましては、1 月 10 日の 1 回目をはじめといたしまして、5 月 12 日には 2 回目の協議会を開催したところです。この中で、医師の確保といったことに特化したわけではないのですが、これまでの夜間急病センターの実態ですとか、道外の 4 市の急病センターを視察してきた経過についてお互いで確認をして、将来、本市の新夜間急病センターにどのように反映させていくかといったようなお話をしているところです。

医師の確保につきましては、医師会に業務を委託している中で行っておりますが、そういった体制についても、今後、市が援助できるようなことも含めて協議をしている最中でございます。

○上野委員

今定例会後に決断されれば、新夜間急病センターの建設に入っていくと思いますので、建物ができて医師が確保されないということになりましたら、夜間急病センターの意味がなくなりますので、ぜひとも着実に運用がなされるようお願いしたいと思います。

また、もう一点聞きたいのですが、この夜間急病センターの診療科目について確認させていただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

夜間急病センターで標榜している診療科は、内科、小児科、外科の 3 科でございます。

○上野委員

内科と小児科、外科ということでございますけれども、特に小児科に関しまして、夜間急病センターで、夜間の患者の中に結構子供がいらっしゃる中で、小児科というものを挙げているのですが、担当医として小児科専門医の内科を配置するのか、それとも内科の医師の中で小児科も賄っていくのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

確かに小児科を配置しているということにおいて、子供を連れてくる保護者からも、小児科の専門医でないといった意見も確かにある中で、主に多くは内科を標榜している医師が多いかというふうに思います。

○上野委員

内科の中で小児科を補完していくというお話でございました。確かに現在、小児科が非常に少なくなっている中で、小児科の専門医を常に置くというのは難しいと思いますけれども、子供の病状というのは変化しやすいものでございますので、今後、協議される中でも、内科医が配置される中で、小児科についての知識、見識というものを踏まえた対応も考えながら、医師確保についてぜひお願いしたいと思います。

◎新夜間急病センターの駐車場について

あともう一点、聞きたいと思います。

今回の建設の中で、駐車スペースが見受けられないのですけれども、夜間急病センターに車で来られる方がいる中で、駐車スペースをどのようにお考えなのかについてお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

新夜間急病センターの設置にかかわる駐車場の配置のことについてですが、元市立小樽病院看護師宿舎に建設する計画で今進めていますけれども、現在の夜間急病センターの中よりもいろいろと設備を拡充してほしいといった要請を考えてやっていますと、元看護師宿舎のところには当てはめると、結構窮屈になるといったようなことで、当初、救急車の運用の通路を含めて駐車場を考えてはいたのですが、なかなか狭い施設を広く確保してくれといったようなことで、この場所の中では駐車場の確保ができないという状況になっております。

それで、利用者の駐車場につきましては、これまでも協議した中でお話をしておりますが、市立小樽病院の協力を得ながら、市立小樽病院の駐車場を利用して、夜間急病センター側に来ていただくといったような格好で、市立小樽病院とは利用形態が昼夜逆転するものですから、病院側のほうも特に大きくは支障がないだろうといったことで御協力を得て、そちらを利用させていただきたいというふうに考えております。

○上野委員

昼夜逆転するというので駐車スペースの確保はできるのかと。ただ、場所が当然離れておりますので、場所の周知については、ぜひ建設の中でも運用の中でも努めていただきたいと思います。

◎組織・機構改革について

次に、機構改革についての質問をさせていただきたいと思います。

こちらでも代表質問でさせていただいておりますが、時代のニーズに合った組織改革、組織・機構というものが必要ではないかという趣旨の質問をさせていただきました。具体的には、市の福祉部と医療保険部介護保険課は、今、部局が別々になって分かれているわけですが、市民から、福祉と介護は一体ではないのかと、混乱を招くというような声を聞いている部分がございます、こういう代表質問をさせていただいたのですが、このように福祉部と医療保険部介護保険課が、今、部局が違う形で、今後はこういうようなものを統合していくような新たな時代のニーズというか、市民のニーズに合った機構改革ということをお考えかどうかというところを、現状も踏まえてお聞かせください。

○（総務）職員課長

介護保険に関連して、組織・機構の見直しですが、介護保険課については、平成20年度の組織・機構の見

直しで、市民のわかりやすさの観点から、医療と保険分野の組織を一元化するため、医療保険部に設けております。

組織・機構の見直しを行いまして 4 年経過したわけですがけれども、例えば高齢者からの相談や高齢者施策の検討、展開において、介護保険課と福祉部との連携が多くなってきており、また国の施策において、介護保険事業に年々力を入れている状況にあるというふうに現場から聞いております。この介護保険も含めて、今後、組織見直しについては、最適な組織となるように検討していかなければならないと考えております。

○上野委員

御答弁をいただきまして、実際に国でも方向が変わっている中で、市民の中でも例えば問い合わせをしたときに、たらい回しというか、どちらに行ったらいいかわからないとか、いろいろ混乱を招いている状況もありますので、市民ニーズにこたえながら、実態に即した行政組織というものをぜひ今後、御検討していただきたいと思っております。

◎行政評価システムについて

最後に、行政評価システムについての質問でございます。こちらも代表質問でさせていただきましたけれども、市長が考える行政評価システムというものの、昨日も予算特別委員会の中で御答弁がございましたけれども、今後、膨大な量の事務作業等がある中で、どこら辺から進めていくのかという部分に関しまして、この行政評価システムの今後についてお聞かせいただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室上石主幹

システムの導入に向けましては、現在これまでの試行を踏まえまして、その内容や方法を検討しているところでございます。これまで膨大な作業量などがございまして、システムが確立されていないといったことがありますので、できるだけ効率的な取組の仕方ができないのかというところを、現在検討しているところでございます。

対象事業としましては、できるだけ幅広くとらえたいと考えているところなのですが、例えば長期に継続している事業ですとか、類似の事業又は施策の水準、また特に財政的な観点から見直しが必要な項目、こういったあたりの観点で評価ができないかというふうなところを現在検討しているというところでございます。

○上野委員

ただいま御答弁をいただきました内容で検討されているということなのですが、今後、行政評価システムを取り入れていく中で、市長も市民協働ということで市民参加を訴えている中で、こういう評価について、今後どういう形になるかは私も今は申し上げることができませんけれども、パブリックコメントになるのか、あるいは委員のような方を選任するのか、要するに行政にかかわっていない方を取り入れた第三者的な評価が行われるようなシステムに構築していくお考えはあるのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室上石主幹

今、お話がありましたように、例えば市民への説明責任あるいは行政運営の透明化、そういうことを進めるためのツールとして有効であるというふうに考えておりますけれども、現在まだそこまでの検討は進めておりませんので、今後、試行していく中で、そういう点についても検討してまいりたいと考えてございます。

○上野委員

市民参加あるいは市民の信頼という面からも、市民を中に取り入れた評価システムが今後構築されていくことをぜひともお願いしたいと思いますし、また、システムの評価の仕方も今後検討されるのでしょうか、その中で検討の結果については、第三者が見たときに、わかりにくいというものでは大変困りますので、そういう面で第三者が見ても非常にわかりやすいシステム、過程はわかりませんが、結果としてはこういう評価が出ているということが、広くわかりやすいような形で検討されるよう期待いたします。これは要望でございますけれども、お願いいたします。

○酒井委員

それでは、私のほうから 2 点ほど質問させていただきたいと思います。

◎オーズスキー場の廃業と存続の可能性について

まず、先日オーズスキー場の廃業というのが報道されたところでありますが、小樽市として、どのように把握しているのか、お答えいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

スノークルーズオーズの廃業の件でございますけれども、新聞では 5 月 8 日に廃業ということが載ったわけですが、次の日に、私ども産業港湾部で現地に赴いて、担当者にお話を聞いたところ、スノークルーズオーズは 1989 年にオーズという名前で営業を開始しておりまして、それまで大変個性的といいますか、営業開始の月が 11 月、それと夜遅くまでやっているということで、小樽、札幌はもとより、道央圏から多くのスキー客が来ていたところでありますけれども、今後これらの施設の維持・管理及び新たな施設の投資を考えた場合に、これから先はなかなか難しいということで、オーナーのほうで廃業を決断、判断したというふうに聞いております。

○酒井委員

廃業に伴いまして、経済に影響などもあるかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

これもオーズの責任者から聞いたところでありますけれども、正社員が 4 名、この方々は会社内の配置替えということで雇用は維持されると。それと季節的な雇用、冬に延べ人数で 100 名程度の臨時雇用をしており、この延べ 100 名の方については、再雇用はできないというふうに聞いております。ですから、こういった雇用の面と今までスキー場ということで、先ほども言いましたけれども、道央圏から多くの方々が来ておりました。その方々の消費等を考えると、地域社会には少なくない影響があるというふうに認識しております。

○酒井委員

確かにそのとおりだと思います。

先ほど御答弁の中にもありました、オーズスキー場、11 月 11 日オープンということで、北海道で一番早くスキー場がオープンするところでもあります。利用者の大半としましては、地元銭函、桂岡、張碓、春香、また手稲区、西区、石狩から毎年来場者があり、スキーを楽しんでいたわけであるのですが、この利用者が、有志なのですが、署名活動をしておりまして、6 月 19 日現在で署名の総数が 1 万 4,471 筆となっております。こちらの署名は、随時この企業に対して再開を求める署名として提出をしているということで聞いています。

それに対しまして、企業側の意向など何か情報を市として把握しているのであれば、その辺についてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

企業側の意向ですが、これも 5 月 9 日に責任者から聞いたお話ですけれども、行き詰まって営業をやめるという状況ではないけれども、なかなか難しいということで廃業を判断する。ただ、これまでと同じように、オーズがやってきたような営業体系、営業時間で、似たような料金でやっていただければ、そこについては当然話合いに応じていきたいと聞いております。

○酒井委員

署名のほうも 1 万 4,000 筆ということで、かなり多くの署名を企業に提出しているということで、これはどうなるかわかりませんが、例えば何かいい方向に向かった、そういう情報が入ったですとか、それに対して市が何かできるようなことがあれば、しかるべき対応をしていただきたいと思います。

◎「夏休み直前保護者のためのネットパトロール体験会」について

次に、我が会派の上野議員が代表質問の中で、携帯電話の使用について質問させていただき、御答弁をいただき

ました。その中で、今年 7 月、「夏休み直前保護者のためのネットパトロール体験会」が行われるということなのですが、この内容についてお示しいただけますでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

保護者向けのネットパトロール体験会についてのお尋ねでございますが、教育委員会ではこの 7 月に、夏休みの直前ということもございます。「夏休み直前保護者のためのネットパトロール体験会」というのを企画しております。ネットパトロール体験会につきましては、昨年来ずっとやっているところではありますが、今回多くの保護者に参加していただきたいというねらいを持っておりまして、昼間働いていらっしゃる保護者にも参加していただけるように、夜 7 時以降に、計 3 回、日にちを変えまして実施するというような工夫もしてございます。菁園中学校のコンピュータ室を会場として、実際にコンピュータを操作しながら、子供たちがどのような危険にさらされているのかということを経験していただきながら、体験会を行いたいというふうに考えております。

講師には、市内の学校の職員であります。子供たちのネット利用に大変詳しい教員をお願いをしているところでございます。このような形で行うことを企画しております。

○酒井委員

今回、今年からでしょうか、「携10運動」ということで、教育委員会がPTA連合会、それから小樽市校長会と連携して、夜10時以降は携帯電話を使わせないことを各家庭に求める運動、その一貫として、この 7 月に 3 回行うということなのですが、この周知方法、また各学校単位というのでしょうか、要望があれば対応していただけるのか、その辺について詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）指導室石山主幹

携10運動の周知についてでございますが、教育委員会では、保護者向けの啓発文書「携10運動に参加しましょう」というのを作成し、既に学校のほうに配付しております。それから、教育委員会のホームページにも同様の文書について載せているところであります。

また、それぞれPTAの単Pというふうに我々と呼んでおりますけれども、各学校単位のPTAの研修会等で、携10運動やネットトラブルについて研修会を行いたい等の要望も実際寄せられているところもございまして。そういう場合については、私どもとしては最大限、活用させて、こちらから講師を派遣したり、そういう形で話させていただきたいと考えております。

○酒井委員

情報モラルの教育の充実ということと、あとやはり周知方法が結構難しいかと思っております。それから学校単位での対応も必要でないかと思っておりますので、今対応していただけるということなので、丁寧な対応をしていただきたいと思います。

○濱本委員

◎小・中学校の卒業式等儀式的行事について

昨日できなかった卒業式の話をしていただきたいと思っております。

まず、現状の部分に関して、教育長から、半数程度の学校がCDラジカセを使用して国歌の伴奏を行っているという御答弁をいただきました。校内に放送設備があるのにCDラジカセを使っている、ましてそれが式場の中の机の上に置いてあると。ある意味異様な光景なのですが、教育長の御答弁は、承知しているということでしたけれども、実際そのように使われているということに関して、どういう認識をお持ちなのか、それをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）指導室石山主幹

CDラジカセの使用についての御質問でございますけれども、教育長の答弁でもありましたとおり、卒業式等の

儀式的行事というのは、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行うというのが原則であるというふうを考えております。そういう中で指導室といたしましては、CDラジカセを使用しているということについて、厳密に把握はしていません。ただ、やはり多くの学校でそういう実態があるということは把握しているところでございます。繰り返しになりますけれども、そういう実態につきましては、やはり厳粛かつ清新な雰囲気ということから、適切かどうかという部分については、やはり考えなければならないところがあるというふうに思っております、校長会等を通じても話をしているところであります。

○（教育）指導室長

今、主幹から話がありましたけれども、せっかく校内の体育館には放送設備というのがありますので、それを使って行うということは望ましいことであると思っております。

○濱本委員

ぜひ、来年の卒業式には、そういう状況に全校がなっているように期待をしております。私が卒業式に行くようになってから、かれこれ20年以上たちます、PTA会長をしていたりしていましたから。その当時から見れば、確かに今はよくなっているのですけれども、まだまだ厳粛とか、そういう部分の感覚で見ると異様なところがあるというふうに思っておりますので、ぜひとも改善を願いたいと思います。

次に、国旗の取扱いのことなのですが、三脚を使っているところ、壁に張りつけているといったらいいのでしょうか、いろいろあるのだと思うのですが、その実態はどういうふうになっていますか。

○（教育）指導室石山主幹

国旗の掲揚でございますが、もちろんすべての学校において国旗は掲揚しております。その中で小学校2校については、ステージ正面の掲揚ということで掲示しております。

○（教育）指導室長

それと、今、主幹からありましたが、ステージのほか、ステージ上の三脚ということですが、小学校で言いますと、平成23年度の卒業式では、ステージ上の三脚が12校、そしてフロアでの三脚が13校というふうになってございます。中学校では、ステージ上の三脚が8校、そしてフロアでの三脚が6校となっております。

○濱本委員

高校の入学式へ行くと、道立高校ですから北海道旗があつて、日章旗があつて、校旗があつてという、3点が掲揚されているような格好になっています。私もその場面を見たときに特に違和感を持たないし、これが当たり前だろうというふうにも見てきました。できれば市内の小・中学校も、やはり三脚よりはきちんと、三脚で立ててしまったら何が何だかわかりませんので、それも正式といえれば正式なのでしょうけれども、やはりきちんと下がった状態で、はっきりわかる状態にしていきたいというふうに思います。

それと、今回3月の卒業式に出ましたら、それまで見たことがなかったのですが、後志教育局の方が来賓でいらっしました。これは今年3月だけの話なのか、その前からあったのか。それから、今年3月についてはすべての学校に行ったのか、それとも特定されて行ったのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）指導室長

残っております記録から、昨年度と今年度のもはあります。まず、平成22年度の卒業式ですけれども、小学校で8校、延べ8人、中学校で1校、2人が来てございます。また、23年度につきましては、小学校10校、延べ13人、中学校5校、延べ7人となっております。これまでも後志教育局から来賓が来ているということはあったかと思いますが、基本的に校長会から後志教育局にも案内文が行きまして、それに基づいて可能な限り祝意を表わすということではしているというふうに私どもは認識しております。

○濱本委員

平成22年度で小学校8校、中学校1校と、23年度で小学校10校、中学校5校と、言うならば数が増えているので

す。しかし、すべての学校に行っているわけではない。そうすると客観的に見て、後志教育局は何らかの意図を持って、その学校に来賓として出席させたというふうに考えるのが常識的な考え方だと思うのですが、その点についての認識はどうですか。

○（教育）指導室長

今の、御質問のとおり、すべての学校に伺っているわけではございません。確かに職員の人数も限られていますし、なかなか派遣できないというのはあると思います。ただ、私どもが認識しているという中では、祝意を表わしに行くのだと、つまりは様子を、まずはどのような形で卒業式が行われているのか見に行きたいと、訪れたいのだと、せっかく御案内いただいているのにということもありますので、さまざまな観点ではごらんになっているのではないかと思いますけれども、それがどのような意図でということ、私どもも伺っているところではございませんので、そのように私のほうでは認識しております。

○濱本委員

たぶん何らかの想像はしているのでしょうけれども、こういう場所ですから、想像でものをしゃべってはいけないということもあるのでしょうか、その点についてはわかりました。

先ほどの道立高校の話ではないですけれども、小樽市旗もきちんと市内の小・中学校に配付をして、卒業式だとかそういうときには、国旗と小樽市旗と、それと校旗が3点並んで掲揚されている姿が、その学校に学んでいたとか、所属していたとか、そういう思いを強くはぐくむためにも、また小樽市民なのだという思いをはぐくむためにも、私はやはり必要だと思うのです。たぶん現状で言うと、卒業式で小樽市旗が掲揚されているということはないですよ。

○（教育）指導室長

小樽の子供たちにふるさと教育という観点からも、小樽市旗というのが非常に重要であるということは、以前より委員からも話していただいたところです。平成23年度につきましては、小学校9校、中学校2校がフロア三脚又は貼付ということで、計11校がそのような形でやっております。増えているということになると思うのですけれども。

それとしおりを配っていますけれども、これに掲載している学校も、小学校で12校、中学校で7校と、これも増えていると思います。逆に言うと、何も無いというところが合計11校あるということではありますけれども、以前と比べますとかなり増えているというふうに思っています。私どももますます声をかけていきたいと思っています。

○濱本委員

教育長が儀式的行事の大切さについて御答弁されていて、そういうものに対する子供たちの認識が小さいころから培われてくると、最終的には、例えば成人式あの姿の、もしかしたら原因の一つは、学校の中における儀式的行事の取扱いが、ある意味、かつて軽んじられた時代の一つの影響かというふうにも私は思っています。

それから、最近あまり結婚式に行きませんが、結婚式へ行くと来賓の方が祝辞を述べている間、下手のほうというか下座のほうの座席というのは、たぶん新郎新婦の友達みたいな若い人が多いのですが、人がしゃべっているときもざわざわしている。そのようなことも、きっと学校の中でそういう儀式に対するはぐくみ、態度みたいなものが、若干欠落していた時代の結果ではないかというふうには私は思っています。

たぶん成人式を迎えるまで十何年間もあるわけですから、今年、成人した子供は5年前までは中学生、もっと前の小学生の時代を入れると13年前から、もしそういうものがきちんとはぐくまれていたら、あのような姿は少しはよくなっているような気がします。

ぜひとも力を入れてやってもらいたいと思うのですが、そのためには、私は卒業式の基準というか、標準というか、そういうものがきちんと明確にされたほうがいいのではないのかと。例えば、会場の設営にしても、式次第にしても、それから所要時間にしても、一つの標準があって、その標準を前提にそれぞれの学校の特色を生かした卒

業式が、私はあってもいいと思うのですけれども、基準がないと、過去の各学校のやり方からなかなか脱却できないのではないかとと思うのですが、そういう基準みたいなものをつくるという考えはありますか。

○（教育）指導室長

前段で話していただきました成人式につきましては、私も参加して非常に心を痛めたというか、情けないなという気持ちはしました。それは一つには、おっしゃるように、儀式的行事がしっかりと子供たちの中にはぐまれて、その意義が、ねらいがしっかりとはぐまれてきたのかというあたりを、しっかり反省しなければならない部分もあると思っております。

今、お尋ねの基準という部分ですけれども、学校で行われる儀式的行事につきましては、当然、教育課程の一貫でございますので、校長の判断で決定されることとなりますが、小樽市内の学校において、やはりどこの学校でも同じように一定の教育を受けられるというのは基本でございますので、そういう観点からしまして、例えば式の時間が非常に長いだとか、逆に極端に短いだとか、儀式的行事のねらいと合致しないというものは、やはり適切に行われるよう、指導してまいらなければならないと思っております。

その際、その基準といいましても、難しいことがありまして、法的基準というところでは、学習指導要領の中ではこういう形でしなければならないというものは、実は示されてございません。あくまでも、そのねらいに基づいた儀式的行事の厳粛な中での清新だという気持ち、心が示されているわけですし、その中で解釈しながら、子供の実態に応じて取り組んでいる状況でございます。

ただ、教育長がさきの答弁の中で示させていただいているとおり、一般的な慣習に基づいて、やはり常設されているステージを使用して、国旗をステージ正面に掲げ、国歌斉唱時の伴奏については会場の放送施設を使用するというのが自然であるというふうに申しています。やはりこのことが、一つの大事な基準であるというふうに、私どもは認識しておりますので、今後の卒業式、入学式、さまざまな儀式は始業式も終業式もこれは特別活動の学校行事における儀式でございますので、そういう場面で適切な指導がされるよう、私どもも指導してまいりたいと思っております。

○濱本委員

そういう中で、それぞれの実態の把握をするために、それぞれの校長から報告を受けているという御答弁もいただきましたけれども、実際、出席されている保護者、それから来賓、特に一番わかりやすいのは、たぶん学校評議員はほとんど御案内をいただいて、ほとんど行っていると思うのですね。そういう学校評議員にも、自分の学校の卒業式に対してどういう感じを抱いているのか、そういうものに対しても、アンケートみたいなことをやることは私は必要なのではないかなと思うのです。それを全市的に見て、全市の学校それぞれに、しっかりとやっているところ、そうでないところ、まだまだ課題の残っているところがあると思うのですけれども、そういうことから一つの切り口として、そういうものを実施して、少しでも課題の解決が短い時間で済むようにすべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○（教育）指導室長

私どもは学校を訪問させてもらっておりますし、その際にも、卒業式、入学式がどうであったか、また学校評議員や学校関係者の評価ということで学校を評価いただいておりますので、その中に記載されているものや、いろいろ校長から聞いているところでございます。地域や学校評議員の声を聞くことが、やはり非常に大事なことだというふうに思っています。実際に式が終わった後、残られた評議員や来賓の方と校長が懇談して、どうでしたかというようなお声を聞いたり、それもまた私どもの耳にも入れていただいたり、そのような意見を参考にしながら、やはり大事なことだと思っておりますので、そのようなことを大切にしながら進めてまいりたいと思います。

○濱本委員

ぜひとも改善に向けて、課題の解決に向けて頑張ってくださいと思います。

◎教員の休職申出の新聞報道について

もう一つ教育行政の関係で、6月17日の読売新聞の報道がありました。

小学校2年生の学級担任が新学期が始まって2か月で、新聞報道によれば、教職員組合の役員に欠員が出たため、担任をやっていることは重々わかっているけれども、休職を申し入れたという話です。この新聞報道によると、普通は年度替わりの前に休職の申出があつて、いわゆる学級経営、学校経営に支障がないようなことで進めているということでもあります。こういう途中で、新学期が始まって2か月ぐらいというのは異例の事態だみたいなことも書いてありますけれども、実際、学級経営をする上で担任が交代するというのは、小学校2年生ですから、特にそういう意味ではまだまだ子供ということで、交代するというのは、私はいかがかなというふうには思うのですが、このことに関してどういう認識を持っているのか。私はあまり好ましい姿ではないというふうに思っていますが、どうですか。

○教育部長

今、委員からお話がありました、読売新聞で報道された件でございます。

これにつきましては、新聞の報道にあるような経緯でございますけれども、まず教員本人が、まずみずからの立場を考慮し、熟慮を重ねた結果だというふうに推察をいたしますが、職場を離れ、職員団体の役職につくという、年数もどの程度かも当然考え合わせたものというふうに思っております。そういう御本人の判断で校長に申し出たものということでございます。

一方、学校運営を取り仕切る校長としても、校内にそのクラスを受け持つ力を有する教員がいたという事情もあり承諾したということでございます。それが市教委に上がった時点で、その辺の校内体制の持ち方について聴取しておりますが、校内でのサポート体制、さらには児童への対応について配慮できるということでもございましたので、任命権者である北海道教育委員会に内申いたしましたものであります。

委員が御指摘のとおり、学期途中での担任の交代ということにつきましては、一般的には好ましいとは言えませんので、このようなことが再び続くことがないように、関係する皆さんには熟慮した判断を求めてまいりたいというふうに考えております。

○濱本委員

確かに、例えば出産を控えた教員が学期の途中で産休に入って交代するという事例は、私はあったと思いますが、ただ、今回の事例はそれとはまた違うし、そういう意味では、北教組がこの教員にお願いしたという状況なのだろうと思うのです。そういう意味では、市教委が直接的な部分はないですけれども、道教委に、北教組に対してこういう事態はできるだけ避けてくれみたいなことを、私は申し入れてもいいのではないのかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○教育長

その件に関しまして、私も道教委にいるときにその担当の部署におりまして、本来はお互いの紳士協定で、そういうことはしないということが前提になっておりまして、北教組の定期大会が6月ですので、年度中途になるのですが、その場合はあらかじめ担任を外して、その時期に出るということを前提の人事を進めるというのが、道教委と北教組の紳士協定なのです。

今回の場合で言えば、たぶんそのように想定していた人が何らかの事情で出られなくなったと。突然違うところで人を探さなければならないといった事情があったのだらうと思います。その件に関しては、道教委とも電話連絡などをしながら、今後このようなことのないようにということで、これは道教委も承知の話ですので、その辺の段取りの話、それから道教委とすれば、今回の事態で現場が大丈夫なのかという確認も、私のほうにいただいておりますし、私もまた直接校長に、現場で本当に大丈夫なのかという確認をしながら内申したということでもございますので、そのような紳士協定に基づいて、かかることのないように十分気をつけるように、私からも道教委を通じ職

員団体に再度求めてまいりたいというふうに思います。

○濱本委員

市教委ができること、指導室ができることがあると思いますけれども、保護者もいろいろな思いがあるでしょうから、子供たちに混乱を与えない、動揺を与えないような十二分な手だてをしていただきたいというふうに思います。

◎避難所の設置について

次に、避難所のことについて聞きます。

避難所が市内でたくさん認定されているというか、設置されているか、何かシステムティックに設置されているとか、認定されているとかという感じをあまり受けないのです。例えば避難所も中核の避難所があって、そのサテライトみたいに地理的な要因を踏まえて配置がされているとか、整備をするにしても、まず中核の避難所を整備して、その周辺をその次にしていくとか、本市も、今、段階的に整備を進めるということですが、そういう考え方が私は必要なのではないかと思います。

それがまず第 1 点と、それから設置するに当たって、やはりその地理的な要因だとか、人口密度だとか、収容能力だとか、そういうことも当然必要でしょうし、避難場所として建物だったら特にそうですね、避難所として指定された場合には、そこにどういう標準的な整備が必要なのだとか、そういうものをきちんとつくった上で段階的に整備していくという姿が必要だと思うのですが、その 2 点について御答弁をいただきたいと思います。

○総務部参事

2 点ほど御質問がございましたけれども、避難所の設置基準といいますか、まずそれを先に申し上げたいと思います。国や道などから、そういったような考え方の設置基準を含めた指示はないのです。ただ、小樽市としては、まず避難所としては災害により家屋などに被害を受けた方や被害を受けるおそれがあると、一時的に既存施設に収容し保護すると、そういうような下で認定をしています。

それで今、委員が中核的なところと言いましたけれども、今まで指定している施設につきましては、それぞれ全体的にくまなく小・中学校をはじめ、そういったような地域の中核的なところに施設を指定しております。そういったような考え方で、あと段階的にと言われましたけれども、小樽市としては、今回の東日本大震災を踏まえまして、まずは津波の部分について優先的に整備していきたいと。それと、地理的条件というようなお話がありましたけれども、先ほど言いましたように、中核的な小・中学校それぞれの学校区などそういうところにありますので、そういったものでクリアさせて、指定しております。

それと避難場所として認定した場合、今後、備蓄も含めて、我々としては、東日本大震災を踏まえまして、まず優先的に整備していきたいということで、その中で今回のいろいろな事案についての検証などを見ますと、冬期間のそういった暖房的なものということなものですから、まずストーブといったものを優先的にして、それからトイレも相当不足したということで、そういったものを中心として整備していきたいという考えでございます。

○濱本委員

一遍に今日言って明日というわけにはいきませんが、備えあれば憂いなしというものもあるので、ぜひとも着実に進めていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎防災行政に女性の視点を反映させることについて

初めに、防災に関連して伺ってまいりたいと思います。

東日本大震災後、避難所運営をはじめとする防災行政につきましては、我が党として女性の視点で防災行政を進めていただきたい、ぜひ女性の意見を反映させていただきたいという視点で、何度か質問させていただいております。

実際、今、地域の防災計画等が見直されているというふうに伺っておりますけれども、実際にこの防災対策に女性の視点を今後どのように生かしていくのかということについてのお考えを伺いたいと思います。

○（総務）小濱主幹

防災対策にどのように女性の視点を生かしていくかということについてですが、今回の東日本大震災では避難所の関係につきまして、女性にとって使いづらいとか、プライバシーが守られないとか、そういうようなこともありましたので、例えば避難所の運営方針といったところに主に女性の視点というのを生かしていけばというふうに考えております。

○千葉委員

◎福祉避難所について

ぜひお願いをしたいと思うのですが、前回の第 1 回定例会で、福祉避難所についても質問させていただきまして、そのときは、近隣の市町村等を見て今後進めていくというお話でしたが、本定例会の本会議での市長の御答弁を伺いますと、少し福祉避難所については進捗が見られたというところがございまして、その辺について一度お聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

今回の本会議で、福祉避難所の進捗状況について説明させていただきましたけれども、具体的には、現在、小樽市では福祉避難所の開設はいたしておりません。その主な原因と最も大きな要因としては、実際に被害に遭ったときに、避難所の近くでサポートする人員を確保できないということが大きなネックとなっております、進められなかったところがすけれども、このたび北海道が道内の福祉施設と協定を結び、被災していないところから被災しているところへ福祉施設の職員を派遣するという、北海道災害派遣ケアチームの設置という制度が動き始めております。この制度を使いますと、この人員の配置についてはクリアできるということで、今後、具体的に福祉避難所の設置については、市内の福祉施設の方あるいは公共施設への設置について、具体的に検討していくところになっております。

○千葉委員

関連して、その箇所数ですとか、設置時期ですとかというのは、現時点で見通しが立っているかどうかについてもお聞かせ願います。

○（福祉）地域福祉課長

箇所数とか設置箇所、これらについては現在、特に検討はしておりません。これは、防災の担当あるいは市内の住民の声を聞きながら、必要な箇所、必要な設置数などを検討してまいりたいと思っております。

○千葉委員

この福祉避難所については災害弱者と呼ばれる方々にとって、非常に安心ができる避難所ということで、早急に設置をお願いしたいと思っております。

◎避難所の備蓄品について

次に、避難所の備蓄品に関して何点か伺っていきたくて思っておりますけれども、この備蓄品に関しましては、新年度予算で避難所機能強化事業費 8,800 万円ほどだったと思いますが、計上されておまして、新年度予算の執行につきましては、内容等どのような備蓄品について充実をされるのかということについて、改めて伺いたいと思います。

○（総務）小濱主幹

避難所機能強化事業費によって整備する備蓄品につきましては、毛布の充実のほか、新たにシート、ストーブ、ボックス型簡易トイレ、し尿処理剤、そのほか救急セットを今後 5 年間で各避難所に配布する予定としております。

本年度は、津波避難所になっている避難所のうち、22か所について整備を行っていききたいというふうを考えております。

○千葉委員

前回は私以外の方が伺っていたのですが、この備蓄品についても、ぜひ女性の意見を取り入れていただきたいと思っているのですが、この中には非常用の食料というのがなかったのかなというふうに記憶をしてございまして、今後、備蓄の非常用の食品の考え方ですとか、数量、その目安についてのお考えというのはどのように計画的に進められるのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○（総務）小濱主幹

現在の避難所における備蓄品なのですが、非常用食料につきましては、小学校、中学校を中心としまして、既にアルファ米とクラッカーを備蓄してございます。今回、避難所機能強化事業費につきましては、食品について入っておりませんが、今置いてあります非常用食料品につきましては、随時賞味期限の切れたものから更新していているというところでございます。

○千葉委員

災害用の備品物資ですけれども、昨年の中日本大震災の中で、やはり乳幼児の粉ミルクですとか、紙おむつですとか、またいわゆる女性の生理用品ですとか、こういうものについても供給が思うようにいかなかったということを受けまして、その備蓄について各自自治体でさまざまな取組がなされております。この辺について、小樽市はどのようなお考えを持っているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

小樽市の備蓄品につきましては、先ほど申しましたとおり、非常用食料、そのほかに今回、避難所機能強化事業ということで、先ほど申しました備蓄品について現在計画的に進めることとしております。

その他の備蓄品につきましては、現在、民間企業と協定を結びまして、それらの物資について提供を受けるというふうにしていただいております。ただ今回、東日本大震災がありまして、委員の御指摘のとおり、なかなか紙おむつですとか、粉ミルクですとかが届かないというようなこともありましたので、現在、流通業界のほうでも提供体制というのですか、そちらのほうを見直したりということもしているようですし、小樽市としましても、協定先にその辺の今後の体制というのも確認しつつ、必要なものについては整備してまいりたいというふうには考えております。

○千葉委員

協定を結ばれているということで、計画の中にはうたわれておりまして、非常に有効な手段だと思っておりますけれども、今お話があったように、実際に避難されてすぐ必要な、乳児というのは一日お腹をすかせているわけにはいかない、命にかかわるという現状がございまして、ぜひ今おっしゃった福祉避難所等に配備をお願いしたいというふうに思っております。しかしながら、限られた予算の中でどれだけ配備ができるかという部分もございまして、食料に関して言えば消費期限の問題ですとか、備蓄品によっては使用期限があるということで、その辺の無駄がないような形でぜひ配備をお願いしたいと思っております。この辺のお考えについて伺いたいのと、今、和歌山県が取組を進めようとしております、ところん方式という方式がございまして、この辺、小樽市の導入についてのお考えについてもあわせてお願いできますでしょうか。

○（総務）小濱主幹

和歌山県のところん方式につきましては、私どもも、先日、新聞報道で見たところでございます。これについ

ては、備蓄しているものを使用しながら、足りないものを補充して、備蓄をしていくという考えのようでございます。ただ現在、消費期限のある食料品、先ほど言いましたクラッカー、アルファ米について、避難所に指定しているところ、小・中学校を中心に配備しているところがございますが、それらの品物については小・中学校でとてん方式をとることは難しいというふうに考えております。ただ、この備蓄品の期限の切れたところについては、各自治体ともに抱えている課題ではないのかというふうに考えておりますので、今後、他の市町村の備蓄方法等も参考に、無駄が少なくなる方法について考えてまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

長期保存が可能なものに対し、先ほど言った粉ミルクといったものは長期保存がなかなかできないということもありまして、結構とてん方式は有効ではないかというふうに考えているところです。市内のゼロ歳児を預かっている保育所等で、ミルクの備蓄がどのようになっているかというのは、まだ承知しておりませんが、そういうところも避難所として指定されておりますので、ぜひ行政、横のつながりを生かしていただいて、この辺につきましましては配備のほう、総点検のほう、よろしく願いをいたします。

◎24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

次に、補正予算に計上されております地域介護・福祉空間整備等交付金の24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関連してですけれども、このサービスは前年度モデル事業として行われておりまして、本年4月から新たな地域密着型のサービスとして始まっております。今回、予算2,000万円ということで、簡単に内容と人件費などの経費として計上されておりますけれども、予算の中身について、もう少し詳しくお示しいただけますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今回、補正で2,000万円、24時間訪問サービスに予算を計上していますが、この内容は、まず、この2,000万円というのは、国の補助金の上限額になっております。事業所からの収支予算表を見ますと、今回で3,300万円の予算のうち人件費が約3,000万円で約92パーセント、残りの約300万円は通信運搬費等の事務経費と端末関係の経費になっております。

○千葉委員

前回、利用人数について9名ほど伺っておりますけれども、現在の利用人数ですとか、実際にその方々に行われているサービス、ケア、その内容についてお示し願います。

○（医療保険）介護保険課長

昨日現在の利用人数につきましては、11名になっております。それと、予約の方が2名おりまして、近々利用人数は13名となるということでございます。

また、ケアの内容につきましては、インシュリンの自己注射をしていて、病気が進むことでその自己注射ができなくなった方のサポートですとか、排せつの介助、それとがん末期の方の医療ケアの対応というのがサービスの内容というふうになっております。

○千葉委員

今後、長いスパンで地域ケアシステムが構築されていく中での第一歩と思っているのですけれども、このサービスが始まってから、私自身は個人的にもう少しニーズがあるのかなというふうに感じておりました。今利用なさっている方々というのは、4か月ほどになるのでしょうか。そういった中で利用者から感じる課題ですとか、また事業者側からどのような意見があるのかについてもお示し願えますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

実は利用者の人数の推移でいきますと、本年2月からモデル事業を実施しまして、2月、3月の一番多い人数が12名で、3月末の人数が8名ということで、4月1日にすべてモデル事業から移行できなくて、1名でスタートし

ております。1名でスタートしたものが昨日現在11名というように、徐々にではありますが、人数が増加しているという状況があります。

確かに、第5期介護保険事業計画で考えた数字よりは、今利用人数は少なくなっておりますけれども、その要因というのは大きく二つあるというふうに考えています。

一つは既存の介護サービスを受けている方が24時間のサービスになかなか移行できない。この理由というのは、例えば訪問サービスを利用している方が24時間のサービスを使うとなると、事業所を変更しなければならないという問題が出てきます。現在のホームヘルパーと利用者が良好な関係がある中で、事業所を変えるというのはやはり利用者にとって非常に難しいという状況があって、なかなか24時間のサービスに結びつかないという状況があります。

もう一つは、介護保険のサービスというのは、ケアマネジャーがケアプランをつくるというのが大前提でありまして、そのケアマネジャーが事業の内容をなかなか十分に理解できない状況があるということと、平成24年4月に介護報酬の改定があって、いろいろなサービスに変更があったものですから、ケアマネジャーがそちらの対応に追われていたという状況があって、24時間のサービスのほうに結びついていないという状況があるということです。

このサービスについては、2月、3月のモデル事業のときから、事あるごとにケアマネジャーの会議ですとか介護報酬の改定等の会議で宣伝はしているのですが、なかなか結びついていかない状況がありますので、今後とも周知するとともに、何とか事業に結びつく形がとれないかということで、引き続き、今、実施している事業所と連携を図りながら、まずは利用者の拡大を図ってきたいというふうに考えています。

事業所側の大きな課題というのは、やはり従業員と利用者のバランスというか、それはなかなか難しいです。例えば利用者が増えていくと、当然、定期巡回に携わる介護職員というものが必要になるのですが、タイミングよく介護職員を採用できるかどうかというのが、なかなか事業所側にとっても難しい問題なのかと。今13名ということで、この事業所については併設している訪問介護と訪問看護をやっているものですから、兼務体制を持ちながら対応できている体制があるのですが、利用人数が増えることによって新規の職員を採用すると、タイミングよく採用できるかどうか、その辺が事業所側にとっての課題だというふうに考えております。

○千葉委員

今、ケアマネジャーの話もありましたけれども、結構、市民にまだ周知がされていないところもあって、サービスの内容の話を私が個人的に聞いたときには、先ほど言ったインシュリンを打てる方ですとか、ふだん、日中見てくれる家族がいない、でも自分でトイレになかなか行くことができない方にとっては非常に有効なサービスだと感じたのです。少し話をすると、そういうサービスがあるのかと言う方も多くて、ケアマネジャーももちろんですが、市民にもどういったサービスがあるのかということも含めて、何か周知できる方法があればというふうに思っております。

介護保険制度は非常に複雑で、私自身も一つ一つ見ていくと、頭が混乱するようなサービスになっておりまして、細かくサービスが行き渡るように、種類は増えたけれども、では実際どれとどれが使えるのかということ自体もなかなかわかりづらくなってきているというふうに感じております。

◎複合型サービスについて

そういった中で、来年度に向けて、複合型サービスということで小樽市でもお考えになっているようなのですが、このサービスの内容について、導入時期についても含めてお聞かせいただけますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今、委員からお話がありました複合型サービスについてですが、いわゆるショートステイとデイサービスとホームヘルプサービスを一体とするサービスである小規模多機能型居宅介護サービスに、看護師のサービスである訪問看護サービスをミックスしたのが複合型サービスで、ねらいとしましては、医療ニーズに移動ニーズのある

方の対応を小規模多機能で行うというのがこのサービスの目的であります。

この複合型サービスの動きでございますが、第 5 期介護保険事業計画の中では、平成 25 年度に 3 か所の設置を予定しております。3 か所の内訳としましては、中部、東南部、北西部、各圏域に 1 か所の計 3 か所というふうになっております。25 年度の設置になりますので、24 年 9 月ぐらいには、公募により事業所の選定に入っていきたいと考えております。

○千葉委員

今の複合型サービスなのですけれども、現在行われている 24 時間の対応の巡回サービスと何が大きく違っているのかについてもお示しいただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、24 時間巡回型サービスというのは、御自宅でいわゆる重度の要介護者に介護・医療を提供することによって、生活を支えるというサービスでございます。

複合型サービスというのは小規模多機能の事業所に、例えばショートステイやデイサービスで訪問したりして、泊まっているときにインシュリンが必要になったというときには、当然看護師が必要になりますので、そこに訪問看護サービスを入れて生活すると。ですから、生活の基盤が御自宅が中心になるのか、小規模多機能の事業所が中心になるのかというのが大きな違いだというふうに考えています。

○千葉委員

今、小規模多機能型居宅介護事業についてお話を伺ったのですが、現在、小樽市にもこの事業所というのがあると思うのですが、その箇所数ですとか、現状についてお聞かせいただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

現在の小規模多機能型居宅介護の事業所は 6 か所あります。それで各事業所の定員が 25 名なのですけれども、1 か所を除いて、ほぼ定員を満たしている状況になっています。

○千葉委員

小規模多機能型居宅介護事業ということでありますが、来年度から行われる複合型サービスとは別な形で考えていくということとらえてよろしいでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

複合型サービスと小規模多機能型居宅介護サービスを別に考えているのかということですが、実は平成 25 年度の公募をするに当たりましては、あくまでも小規模多機能型から複合型に転換するのではなくて、新たに複合型サービスを実施する事業所を公募しようというふうに考えています。いろいろと理由はあるのですが、小規模多機能型から複合型に転換したときに、登録されている 25 人の利用者が、どのような形になるかという先が見えないものですから、あくまでも新規で複合型サービス事業所を公募しようというふうに考えています。

○千葉委員

聞けば聞くほど、なかなか混乱するのですが、今、在宅介護が進み、地域で自分が住んでいたまちで、いろいろな介護、看護を安心して受けられるような体制に向けて動き出しているということについては、間違いがないというふうには思っているのですが、その内容等については、ぜひ市民にわかりやすい形で周知をお願いしたいというふうに思います。

◎社会福祉協議会について

次に、項目が社会福祉協議会ということで、若干伺っていききたいというふうに思っております。

社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に定められた団体ということで、地域の社会福祉の推進を図ることを目的としております。小樽市社会福祉協議会と小樽市の関係と申しますか、役割、事業内容も含めてお示し願いますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

社会福祉協議会と小樽市とのかかわりについてでございますけれども、まず市と社会福祉協議会というのは、よく車の両輪に例えられておりました、市については、国や道からの方針などに基づいて行政サービスを進めておりますけれども、社会福祉協議会につきましては、社会福祉法人ということで、より住民に近いところ、あるいは小回りのよさを生かして事業を行っているところでございます。

直接的なかかわりとしたしましては、まず社会福祉協議会と市の連絡調整、主に調整ですけれども、市職員を1名派遣しております。それとあわせて、社会福祉協議会の事務局の人件費についても市で負担しております。それとは別に、本来市が行うべき事業、例えば福祉センターの管理、あるいはこれは介護になりますけれども、地域包括支援センターの運営などについては、社会福祉協議会に委託しているところでございます。

○千葉委員

今、いろいろ伺いましたけれども、車の両輪ということで、市と福祉協議会の関係性というのが、非常に深いものがあるというふうに実感しております。今、市職員の派遣についてもお話がございましたけれども、これはいつごろから始まったのか、またこの役割についてお示し願えますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

市職員の派遣がいつごろから始まったのかというのは、手元に資料がございません。

役割としましては、事務局長として派遣しておりますので、行政側の福祉サービスに対する要請等も、この事務局長を通して市内の各施設に連絡していただくということが主な役割ではないかと思っております。

○千葉委員

◎平成23年度歳末たすけあい募金の使い道について

次に、以前ふれあい見舞金ということで平成22年度まで行われた経緯がありまして、市が灯油代、さらには社会福祉協議会の歳末たすけあい募金をプラスして、低所得者の方ですとか、母子家庭の方ですとか、そういう方々に年末、民生委員の手をかりて配付していた経緯があります。

23年度は市の予算の関係もございまして、これはやらないという状況になりました。でも歳末たすけあいの共同募金というのは行われていたわけですけれども、23年度のこの歳末たすけあいの募金というのは、どのような形で使われたのかについて、把握されていればお示し願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

平成23年度の歳末たすけあい運動の募金の使い道でございますけれども、委員がおっしゃいましたとおり、23年度からは市の助成は一切行わず、社協又は北海道共同募金会単独の事業として行っております。名称は長寿お見舞金ということで、77歳、88歳、99歳と100歳以上、この年齢に該当する方たちに対しまして、3,000円から1万円のお見舞金を支給したということで聞いております。

○千葉委員

市の関係性から言うと、市が直接、ある意味、社協は民間の団体ですので、どこまで意見を言えるかというのは定かではないし、私も承知はしておりませんが、それまで行ってきた歳末たすけあい、この目的自体も、歳末に冬を越せるかどうかかわからないといったような大変な方々のために募金がされてきた経緯があるというふうに承知をしております。この募金を集めた赤十字の方々ですとか、またその募金を受けた方々から非常に疑問の声が上がっているのです。そもそも歳末たすけあいの募金の目的は何なのかという御質問がありました。私自身も話を聞いて驚きましたけれども、本来の目的からは、一般的にちょっと外れているのではないかというふうに感じておりまして、これ自体は社協の中で、委員会等で決められたというふうにも承知をしておりますが、この内容等について、市として何か意見を言えなかったのかという疑問があります。その辺については、いかがお考えでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

歳末たすけあい運動に係る募金の使い道については、市は直接関与はできない仕組みになっておりまして、共同募金委員会の中に設置されます審査委員会の中で決められております。ただ、この審査委員会の事務局については、社会福祉協議会が行っておりますので、先ほど申し上げました、市から派遣されております職員が事務局長という立場でこの審査委員会の事務局となっておりますので、今後のあり方等につきましては、市の意見を社会福祉協議会の事務局長が申し上げられるようなことにはなっております。

○千葉委員

先ほど伺ったように、長寿のお見舞金というかお祝い金です、77歳、88歳、99歳ということ。やはり趣旨とは違っているというふうに思いますし、なぜこういうふうになってしまったのかというのが疑問なのですけれども、その辺については、話の経緯というのは聞いているのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

委員がおっしゃいますとおり、年齢だけで区切っておりますので、所得が低い、高いにかかわらず配付する形にはなっております。これは、これまで市が関与しておりましたので、住民の所得という個人情報を基に、配付する対象の方を精査できたところを、今回平成23年度からですけれども、市から手が離れたということで、その辺の情報が得られない、その中でこういう仕組みを考えたというふうに聞いております。

○千葉委員

課長に言っても仕方がないのかもしれないですけれども、個人情報のお話を言えば、77歳、88歳、この方についての個人情報というのは、市から提供しているわけです。ということは、個人情報に大切な個人情報と、出せる個人情報に差はないと思うのです。ということは、ほかの社会福祉協議会で同じようなケースで歳末たすけあいの募金の使われ方が、どういうふうになっているのかというのは調べなくてはいけないと思いますけれども、必要とされる方に対してその募金が行き渡るようなのであれば、個人情報の出し方も協議会と市との協定か何かがあって、法的にできないのかということも含めて、今後の考え方を聞いて、私の質問を終わりたいと思っています。

○(福祉)地域福祉課長

今、委員からございました個人情報のレベルの差ということでございますけれども、実は、市の個人情報を他の団体に提供するというので、これは市の仕組みとして情報公開・個人情報保護審査会というものを開いて、どの程度の個人情報まで提供できるのかというのを審査していただいております。その中で、最低限の情報はいいだろうということで、所得の情報を除いたデータについては提供できるというふうになっております。個人情報の中でも、所得の情報というのは最高レベルの機密となっておりますので、どの情報も同じということではないということになっております。

それから、長寿お見舞金の話でございますけれども、所得の多い方にもお見舞金を配るというのは、個人的にも疑問を持っていることは正直なところでございますので、歳末たすけあい運動の募金の使い道については、今後、市役所の中でも、それから社会福祉協議会とも話をしながら、よりよい方向に持っていくべく協議をしてみたいと思っております。

○高橋委員

◎介護保険制度の生活援助の時間区分変更について

それでは介護保険制度について、関連して何点か伺います。

生活援助の時間区分変更というのが本年度ありましたけれども、まずこの変更はどのような内容だったのかについて説明をお願いします。

○(医療保険)介護保険課長

平成24年4月に、3年に1度の介護報酬の改定というのがありまして、訪問介護サービスのうち、生活援助の時間区分、いわゆる介護報酬を算定する基準、区分が60分を境にしていたものが、45分を境に変更になりました。ですから、今まで30分から60分未満というサービスと、60分以上という二つのサービスが、20分から45分未満と45分以上というサービスに変更になったことが今回の生活援助の時間区分の変更になります。

○高橋委員

今年4月からということでしたけれども、それではこの周知については、どのような期間でやられたのか、要するにいつ周知されたのか、それから周知の方法について、その2点をお願いします。

○(医療保険)介護保険課長

今回の介護報酬の改定というのは、国の報酬改定なものですから、第5期介護保険事業計画策定と並行して、国では今年4月末に介護報酬の改定が行われました。この生活援助の時間区分だけではなく、あらゆる改定が4月末に行われたところであります。

この介護報酬改定の周知については、事業所向けの説明会等を3月に実施して周知したところですが、生活援助の時間区分の変更に特化した周知というのは、保険者としては実施しておりません。

○高橋委員

次に、この生活援助を中心に利用している利用者の数、3月現在で結構ですが、人数を示してほしいと思います。

○(医療保険)介護保険課長

平成24年3月末の訪問介護サービスの人数でございますが、そのうち生活援助中心のサービスは、30分以上60分未満の方が547名、60分以上の方が1,369名となっております。

○高橋委員

それで、この変更について、私にもいろいろと意見、要望が上がってきておりました。内容については、結構唐突だったという内容が非常に多いのですけれども、この影響を考えて、市としても調査を行ったというふうに伺っております。この調査について中身を少し確認したいのですが、まずこの調査の目的についてお願いしたいと思います。

○(医療保険)介護保険課長

平成24年4月に制度改正がありまして、市にもいろいろな方面から御意見をいただいております。そういうこともありまして、介護報酬改定から1か月過ぎた段階で、利用者の実態を把握したほうが保険者としてよろしいだろうということで、急遽、訪問介護サービス事業所に対して緊急調査を行ったということでございます。

○高橋委員

それでは、実施した調査の対象、それから方法、それからいつからいつまでかという期間、それから回収率、これをお願いしたいと思います。

○(医療保険)介護保険課長

調査の対象の事業所は、市内の訪問介護事業所41か所でございます。調査方法につきましては、調査票を郵送しまして、無記名で回答を得ることにしております。調査期間は5月23日から6月7日までになっております。回収数は調査した41か所中、24か所ということで、回収率が58.5パーセントとなっております。回収率が低かった理由としましては、調査の中身に自由記載を多くしたことで回答しづらい部分があったのではないかと。これを無記名でやったことによって回収率が落ちたというふうに考えております。

○高橋委員

介護保険課としては、その集まった調査票について、いろいろと集約をされたと思いますけれども、どのように分析をされたのか、主なものについて述べていただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

まず、市民からサービス提供時間が少なくなったという御意見を多くいただいておりますので、この部分の調査では、その多くの方が60分を対象にしていたときよりは、20分から30分サービス提供時間が短くなっているということがあります。

もう一点は、この制度について理解が得られたかという質問に対しましては、おおむね半分の方は理解が得られたという回答をしていただきましたが、中には利用者があきらめているという声が37.5パーセントありました。生活援助のサービスのうち、特に影響があるサービスとしましては掃除、調理という順になっております。もう一つは、要支援の方にも、サービスの影響がありますかという問いには、約70パーセント、影響が出ているというような調査結果でございます。

○高橋委員

私のところに意見を寄せていただいた多くの方が、今、課長が言われたように、非常にサービスの時間が短くなった、そしてヘルパーと話をすることができなくなった、あまりにも忙しそうで声をかけられない、あっという間に帰ってしまった、そういう内容がほとんどです。それで、私は結構影響が出ているというふうに思っているのですが、その調査結果の具体的な数値として示していただきたいのですが、その生活援助のサービスの中で大きな影響が出ているというのが掃除と調理というのがありました。これはどのぐらいの割合でそういう方々が答えられているのか、お願いします。

○（医療保険）介護保険課長

掃除については、9事業所からの回答で約50パーセントが影響があると、調理については、4事業所からの回答で22パーセントが影響があるというふうなことになっております。

○高橋委員

サービスを受けている方々というのは、大変具体的に肌身で感じるわけです。ましてや事業所側も、時間を決めてヘルパーを派遣しているわけですから、事業所側もヘルパー自身も影響を受けているというふうに私は思っております。

それで、この調査結果について、市としてはどのように受け止めているのか、その受け止め方をお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

まず、今回の介護報酬改定の問題点というか、それを整理したいと思います。というのは、国の「介護報酬改定に関するQ&A」では、今回の生活援助の時間区分の変更というのは、あくまでも介護報酬を算定する上での60分を45分に変更しただけで、必要なサービスであれば、従前どおりサービスを提供してくださいと、基本的には90分行っていたのであれば、90分必要であれば45分に介護報酬の改定があっても90分行ってくださいというのが、国のQ&Aの回答であります。

それともう一方では、それでは事業所に関して45分という報酬単価が下がったのに、90分行えるのかという実態があると思います。事業者側は、ヘルパーの勤務やヘルパーに対する給与も時間で対応しているという部分がありますし、利用者を巡回するのもAさんのところは1時間、Bさんのところは2時間というように、時間でいわゆる訪問時間を決めていく状況があります。つまり、国の介護報酬の改定の区分と、介護業界の実態が合っていないというのが、今回の市内を混乱させている理由でないかというふうに考えています。

今回いろいろとサービスの調査をした中で、問題としては、やはり国が決めたことに対して、利用者も事業者も一部あきらめかけているということもありますし、今回の改定で、当然、事業者側の収入面にも影響が及びますし、今後の営業展開にも影響があるというふうに考えています。

最終的には、ケアマネジャーのつくる適切なケアプランというのは何なのか、それが一番介護のサービスの中ではウエートを占める場所だということふうに認識しております。

○高橋委員

やはり周知について問題があったというふうに思っています。というのは、課長が先ほどお話ししたように、市としては説明をしていない、要するに事業者側から一方的に利用者に説明があったと思うのですが、理解されていないという方もいるし、そんなものかなというふうに思っている方もいたようです。

もう一つは、なぜ行政側から説明がないのかということを私に言った方もおりました。これは当然だと思います。具体的に制度が変更になった場合には、やはりきちんと周知できているかどうかというのは、市としても確認すべきではなかったのか、これが一つです。

もう一つは、今、課長が言われたように、この生活援助のあり方、この見直しも必要な時期が来たというふうにも思います。

ですから、それはそれでわかるのですが、ただあまりにも急に変わって、影響が大きいというのは事実ですから、そのことは市としても、具体的な数字として上がってきたわけですから、内容については再度確認するか、若しくはその利用者の声を聞くとか、そういうことも検討してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（医療福祉）介護保険課長

実は、この介護報酬の改定と同じような改定が平成18年にありました。そのときには生活援助というのが30分単位で報酬設定していたものが、先ほど説明したように60分というのが平成18年にありまして、そのときにも同じように、事業所と利用者の中でいろいろ時間が短くなったとか、サービスが低下したというような声が実際にあったというふうに聞いております。

今回、それが45分に変更になったことで、市側としても周知が必要ではないかという御意見ですけれども、実は平成12年から介護保険制度ができてから、何回もいろいろな改定があるのですけれども、一遍に決まって、乱暴なやり方というのですか、そういうのがまかり通っている分野なものですから、介護報酬の場合、1月末に決まって、それで計画をつくりながら実施する中で、市民への周知というのは置き去りにされているという状況は確かにあると思います。

介護保険制度のサービスの特徴というのは、医療と違って、そこに必ずケアマネジャーというのが中に入るものですから、その説明というのはケアマネジャーがケアプランの計画をつくる際に、事業所と利用者に説明するというのが介護保険の基本となっていますので、そこには保険者としての周知を省いているという要因にもなるのかもしれない。

ただ、市民が混乱しているというのも、今回の調査で明らかになりましたので、今後、委員が言われるように、本当は利用者一人ずつ意見を聞き、調査すべきだったのかもしれないけれども、まだ1か月という状況の中での調査でしたので、手間のかからない事業所に調査をお願いしたところですので、今後は何らかの形でしっかりとめたいというふうに考えています。

○高橋委員

課長が言われているように国のやり方というのは、あまりいいやり方ではないというふうに私も思っています。前福祉部長からも何回かそういうお話を直接伺っていましたが、ポソコ改正とか、さんざん批判していましたが、私もそのように思います。

ただ、やはりサービスを受けるのは利用者ですので、いつも利用者にしわ寄せが来るといいますか、そういう制度はやはりうまくいかないだろうというふうに思います。そういう意味では、一人一人の意見を聞くというのはなかなか難しいですが、事業所を通じてもいいですし、何かの機会にそういうことはぜひやっていただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、今回の調査結果について、若しくは今後の課題として、やはり国にこういう実態というのは意見、要望として申し上げるべきだろうと思っておりますので、最後に、部長の御答弁をいただいて質問を

終わりたいと思います。

○医療保険部長

今回、時代の流れということで、30分から45分、60分というふうに国で基準となる時間変更を行っていったと。しかし、委員の御指摘のとおり、今回大ざっぱな調査ではありますけれども、その中を見ますと、利用者あるいは事業者になんか影響が生じているというふうに考えております。ただ、今回の調査は実質4月から間もない時期に行った、それから回収率も約6割程度と非常に低い部分があります。今後、適当な時期に、改めて状況把握することを検討しているところであります。

なお、国では、既に今回の報酬改定に伴いまして介護報酬改定検証・研究委員会を立ち上げまして、必要な見直しを今後図るということで進んでおります。このようなことから、当面につきましては、そのような状況調査、情報収集といったことを努めていながら、市としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時57分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行します。

民主党・市民連合。

○山口委員

◎歳末たすけあい募金の使い方について

先ほど千葉委員から社会福祉協議会の歳末たすけあい募金の使われ方についてお話がありましたけれども、私は議員として、これを知らなかった不明を恥じております。私は富岡北部町会の町会長もやっております、この募金については町会の各役員にお願いして、町会の会員に協力いただいているわけです。私どもの町会では、敬老祝い金というのは予算を組んで秋に支給しています。75歳になりましたら3,000円です。75歳から上の人には毎年1,000円予算を組んで出しております。米寿の方は3,000円。100歳の方がいらっしゃいましたので、これは5,000円ということでやっているわけです。各町会でたぶんこういう取組をされていると思います。基本的に、本当に困っていらっしゃる方に、このお金が使われるようになっておりますということで、町会でも説明をしております。今回のような使途であれば、説明がつきませんので。

これは社会福祉協議会に、市としては強力に、こういう使い方はまずいということをはっきり申し上げるべきだと思います。もし、このような使われ方がずっと続くのであれば、社会福祉協議会はお金を集める団体としては、それはいいかもわかりませんが、市にその運用を預けていただいて、市が的確な、福祉施設でも足りませんから、そこにお金をお使いになるとか、例えば母子家庭で一生懸命子供を育てていらっしゃる方に、お正月に近いわけですから、お祝い金で子供にお小遣いでも渡せるようにやっていただくとか、そういうふうに今後直していただきたいということを強くお願いを申し上げます。

◎小樽観光の戦略について

次に、私は平成15年に議員にならせていただいて以降、このまちの戦略についての話をずっと申し上げてきて、本定例会の一般質問でも、いまだに同じことを言っているわけです。

商工会議所がこれまで観光を取り上げていただいていたのですが、先般、これをしっかり議論されて、こ

のまちの主要産業は何かと、これは観光だということではっきり位置づけをされたのです。三つのプロジェクトの中でも、どれも観光にリンクして議論されているわけです。なぜかといったら、データの話はずっとしますけれども、要するに市内産業に31.2パーセント。平成12年と16年に観光の経済波及効果を調べています。簡易調査も21年にやっておりますけれども、これではっきりしているわけです。これを基にして、観光基本計画でも、基本的には市が主要産業は観光だということを認めて、そういう計画もおつくりになっているわけです。会議所もようやくそういうものに着目して、もう一つは基本的には市内の製造業の中での食品産業というのが一番観光にリンクしているのです。そこが何とか素地をつないで頑張っていると。何とかそこに目を向けて新たな商品開発なども含めてやっていこうと。そのときに後志や小樽の一次産業も含めてリンクをして、いかにそれを販売して、力をつけて雇用をつくっていくのか。これは海外に向けても売っていこうということですよ。

こういう産業施策と、もう一つは基本的には、この観光が低迷をしていけば、ある意味ではデータでも出ておりますように、卸売・小売業についていうと、10年間で1,000億円も落ちているわけです。卸売業はもう30パーセント以上落ち込んでいるわけです。小売業は何とか24パーセントぐらいで落ち込みが済んでいますけれども、これは観光の下支えがきいているからでしょう。製造業は1,500億円を今切っていますけれども、卸売・小売業を入れて、今3,000億円を切りました、4,000億円あったのが。経済が縮小していけば、行政も窮屈になっていく。財政力指数はもう基本的には0.5をずっと切っているわけですから。どうやって行政運営をやっていくかということになれば、市内の経済力の回復しかありません。それをどういうふうにするのかという戦略の問題をずっと言っているわけです。

今般、一般質問でも聞きましたけれども、こういう状況について、観光という部署を産業港湾部が担っておりますが、前は経済部が担ってございましたけれども、どういう御認識を持っていらっしゃるのか聞いたのです。どうも答えは通り一遍だったでしょう、読んでもいいですけども。何が問題なのか。私はもうソフト分野では手を尽くしていると。一生懸命海外に向けても、お行きになって、誘致活動をやっているんですけども、基本的にこのまちの魅力が落ちているのではないかということ、私は申し上げているわけです。それをどのようにやっていくのかということ。だから展望の話はずっとしているわけ。それについて、市としてはどういう展望をお持ちになっているのかと、ずっと聞いているわけです。これについて私はずっと言っていますので、同じ認識なのか、同じ危機感をお持ちなのかを聞きたいわけです。それをどなたでも結構ですけども、まず御認識をお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

昨年山口委員の質問などでは、よく同じような形で、ソフト事業の部分ではこれ以上打開策がないと、打開策については新しい観光の魅力をつくらなければならないということ、るるおっしゃっているということは、よく私も存じております。山口委員はよく天狗山の話がされますけれども、天狗山につきましては、私どものほうでも、今回新たな委員会を立ち上げまして、先に進むような努力はしているところでございます。

また、ソフト事業につきましても、先般の上海からのゴルフ大会の誘致といったものも実を結んでいるところでございます。ですから、ソフト事業をもちろんすべて捨てるわけにはまいりませんので、ソフト事業については、今まで実を結んでいるもの、それから効果が出そうなもの、それはこれまでどおり続けてまいらなければならないと思っておりますけれども、ハード事業についても、今天狗山の部分について代表して言っているところでございますけれども、ハード事業についてもあわせて取り組んでいかなければならないというふうには考えております。

○山口委員

改めて聞きますけれども、観光基本計画で五つの市内の拠点を設けました。各拠点で今後どのように、そういう新たな魅力づくりを取り組んでいかれるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

観光基本計画における市内の五つの地域の今後の展望と申しますか、方向性についてでございますけれども、ま

ず5地域のうち、中央・手宮地域の展開方策ですが、「新旧調和のとれた街並みの形成」「観光客の地域内回遊性の向上」「魅力ある親水空間の形成」。続きまして、祝津・高島地域の展開方策ですけれども、「にしん漁の歴史や文化を活用した観光資源の発掘・整備」「勇壮な自然景観の保全」「海を生かした新たな魅力づくり」。次に、天狗山地域の展開方策ですけれども、「自然観光を活用し、季節に応じた新たな魅力づくり」「特色ある観光施設間連携による体験型観光の推進」「夜景PRによる夜の観光の推進」。続きまして、朝里川温泉地域の展開方策は、「温泉を生かした保養・レクリエーション機能の整備」「自然環境、親水空間を活用した新たな魅力づくり」「地域特性を生かしたイベント等の開催によるにぎわいづくり」。最後に、ばるて築港地域の展開方策ですけれども、「多様な施設機能を生かしたイベントなどの開催」「海に親しみ憩える空間づくり」「地域特性を活用した新たな魅力づくり」という、それぞれの地域の展開方策になっております。

○山口委員

それは課題ですよ、取り組んでいらっしゃると思いますけれども。具体的にそういう課題に向けて取り組まれていることというのを聞きたいのです。全部言わなくていいです。今、特にこういうふうに進んでいると。ずっと私はどこがどういうふうに進んでいるか、説明申し上げましたけれども、そこについてお聞かせいただきたいのです。

○（産業港湾）観光振興室長

順番にもう一度申し上げさせていただきますと、(1)の中央・手宮地域につきましては、最近では、運河の周辺ということでは、カナルボートを今年から浅草橋街園からの運航を開始したところでございます。

それからまた、旧手宮線につきましては、建設部でそういう計画を立ててやっていくということをお聞いておりますし、それから中央地区の主なところでは、小樽駅やバスターミナル等の交通拠点の整備がございますけれども、これは国土交通省の事業を導入したものでございますが、海外からの観光客の動線の確保といいますか、海外から観光客が来たときに、自分で市内の観光地へ行けるような整備、説明板ですとか、そういったようなものは進めているところでございます。

あと、祝津・高島地域では、一番目立っているところは、たなげ会の方が御努力されているところがありまして、にしん祭りもそうですけれども、おさかな市といったような地域に合ったイベント、そういったものが進められているところかなというふうに考えております。

天狗山地域につきましては、先ほども話をしました、新たな委員会を設けて天狗山地域全体の今後の進め方について、具体的な事業性ということも考えたところが、今、議論されているところでございます。

朝里川温泉地域につきましては、観光協会の中にあるクラスタープロジェクトでいろいろな意見を出し合っていますけれども、いま一つすぐの形になっているものは、今ありませんが、湯鹿里荘の部分の跡利用といったものも随時また話し合っているところでございます。また、冬期間のスポーツなどの部分で、こちらの方が今いろいろ考えているところもあるということも聞いております。

それから、ばるて築港地域につきましては、今、観光という観点からはなかなかこれといったようなものはないのですけれども、先ほども申し上げました国土交通省の事業を導入いたしました、海外からの観光客の動線確保という部分では、この地区の小樽築港駅などにつきましても、列車などに乗った海外からの観光客が、自分でどのように先に進んでいくかということを知るような看板とか、そういったものは整備しているところでございます。あとは、今すぐこういう形でというものは特にはないかと思っておりますけれども、ここにおきましては、既に小樽港マリーナ、それから石原裕次郎記念館といったアミューズメント施設が充実しているところでありますので、さらにプラスという部分になりますと、すぐにはできないものかなとは考えているところであります。

○（産業港湾）港湾室長

今の関係でいきますと、港の関係で、今の中央・手宮地域の中で、当然第3号ふ頭の基部というものが入ってき

ております。これは今のクルーズ客船の関係で、ハードの部分を含みまして、第 3 号ふ頭の基部の周辺の道路整備をしておりますし、前の第 3 号ふ頭の私どもの事務所に、古い看板、インフォメーションがあったのですが、これは以前タクシー協会が設置したもので、もう字が見えないような状態でありまして、今私どもの庁舎の前に新しいインフォメーションボードを設置しております。その向かいに多目的広場ということで、旧合同庁舎跡地をいろいろなイベントに使える広場ということで、この 6 月から供用開始しております。

それから若竹地区の部分でいきますとマリナーの札幌側の貯木水面ですが、これ今施設としては貯木水面ということではあります。それで、港湾計画はマリナー 2 期の計画をとっていますが、遊休化しているということで、3 年前ほどから民間団体、築港ベイエリア活用促進実行委員会が中心になりましていろいろなイベントを開催しております。

○（産業港湾）観光振興室長

もう一つ、中央地区ですが、運河プラザ内の観光案内所につきまして、国際インフォメーションセンターということで、昨年まで、中国語、英語、韓国語の通訳をローテーションで対応していたものを、この運河プラザに集約して、そこを窓口ということで今年から開設しているものもございます。

○山口委員

今述べられたように、産業港湾部の所管するうち、港湾部門はソフト部局ではございませんが、いわゆる旧経済部はソフト部局であり、一生懸命やられているのはよく知っております。いろいろな手だてを打って、ない予算の中で講じられている。あと、民間との協力関係を一生懸命お持ちになって、非常に戦略的にやっておられるのは確かです。

ただ、私が申し上げるのは、そういうふうなことをずっとやってきたとしても、限界があると。要するに基本的に本市の観光都市としての魅力が相対的に落ちてきていると。答弁でもありましたけれども、基本的に国内、また中小都市というのは、いわゆる地域経済がどんどん疲弊していったわけですから、地域経済の構造が全部変わっていったわけです。その中で、いかに観光をばねにして経済の底上げを図っていくのかということ課題にしていらっしゃるから、まち並み整備も含めて一生懸命おやりになったわけです。だから観光地が国内で分散して、当然小樽だけが光る時代は終わったということなのです。

そういう中で基本的に、このまちの新たな魅力というのは、私が言うのはハードの魅力なのです。こういうものをいかに作り続けていくのか、これは行政だけではできませんから、民間との協力関係の中でやっていくということです。

そういう戦略をどこの部署が担当されて、おやりになっているのかと前に聞いたら、それは企画政策室ですということだったのです。企画政策室でそれを本当におやりになれるのかと、新幹線も、高速道路もあります。私は無理ではないかと。機構改革をおやりになって、また財政健全化のために職員の数もどんどん減らしましたし、また部も統合したりして大変お仕事もたくさん抱えていらっしゃるから、大変だと思うのです。でも、そういう中でもやはり重要なことです。将来の展望にかかわるようなところについては、意欲のある職員の方々が一定のチームをおつくりになって、民間とも協働をしながら具体的に議論を進めて、やれるところを行政施策にしていくということだと思います。

今般、せっかく商工会議所がここまで決意を持って、またいわゆる出資を求めて一定の組織をおつくりになるということまで言っているわけです。この小樽の状況の分析にしても、ほぼ我々とたぶん市もそうだと思いますけれども、認識はあまり変わらないのではないかと思います。だからそういう中で、こういう課題をどういうふうクリアしていくのかということです。ここは、会議所が中心になって、物産協会、観光協会と連携をおとりになって、それで市と連携をとるのだというようなことになっておりますけれども、積極的に市もそういう民間の、中央バスの件もそうです。中央バスから今回、1,200万円も積んでいただいて、事務経費として市が50万円を積んで出た構想

について、より実践的な実施計画というか、事業計画も含めてしっかりとした計画を実施に向けてつくっていかうということですね。受け身ではなく、市のほうも積極的にこれにかかわって、重要な拠点であるわけですし、新たな魅力になるわけですから、一定の覚悟を披瀝されて、中央バスの意欲をそがないように後押しをしていただくということが、私は非常に重要ではないかというように思うわけです。

その辺について、前にも市長の決意を伺いましたけれども、そのときには残念ながら、山口議員はお金の話ばかり言うのではないかと言われまして、私はそのようなことは今まででこれが初めてですと申し上げましたが、確かに財政の面では大変厳しい面があるのは承知しております。しかし、縮小均衡を図ろうとしても、結局また次の縮小均衡に移行するだけなのです。いかに市民所得を増やして、雇用をつくり出して、そして市の財政に寄与していただくかということです。そうでないと、もう財政が立ち行かなくなるということははっきりしているのではないですか。そのことは財政当局もお感じになっていらっしゃると思います。そうですね、財政部長。

○財政部長

4年前も財政課長としてこちらでお世話になっていましたけれども、そのころから比べますと、赤字がなくなったということなのですが、その中身自体は山口委員が言ったとおり、確かに、市長も答弁しておりますけれども、税金が落ちている中でどうしていくかという、はっきり言ひまして、財政部で今後の収支見通しといいますか、健全化計画等をつくらなければならない中で、自主財源の市税収入が伸びないという中でつくっていかなければならないというのは、私自身も非常に大変な中でつくらなければならないと思ってございます。

委員の質問で市長も答弁しておりますけれども、国からの依存財源の交付税、その見通しにつきましても、今後どうなるかという、今の日本の状況からいくと、なかなか増えていかないというのも恐らく事実だと思いますので、そういう中でやはり委員が言うように、自主財源の市税がたくさん入ってくるようになれば、市の財政は確かに楽になるとは思っております。

○山口委員

毎回繰り返し同じような話ばかり私はしているのですが、今、財政部長がおっしゃったように、やはり自主財源をどのようにつくっていくのかということが、どのまちも課題になっていますが、私はこのまちはほかのまちに比べたら大変恵まれているというふうに思っているのです。要するに、都市資源をいっぱい持っているわけです。それが、たまたま運河と堺町がいわゆるブームに乗って、民間からどんどん投資をされて、いつの間にか観光都市になったわけです。行政も後追的に観光基本計画等をおつくりになって、いろいろ計画的におやりになったというのが現実だと思います。しかし、名実ともに観光都市になったわけですから、やはり一定の観光戦略というのをきちんと持って、ハード部局もソフト部局も連携をしてしっかりやっていると、私はトップランナーだったものがどんどん下がって行って、真ん中以下になっていくと感じています。道内ではまだ札幌に次いで2番目ですけれども、旭川にもいつか抜かれるようなことがあったわけです。やはり新しい魅力をつくっているところに観光客は行くわけですから。

もう一つ、せっかく180万人いる札幌に近いわけですから、この道央圏の人口が本市に消費人口として入ってきていただくということが基本です。その方々が、札幌は都市整備を結構やっていますし、おもしろい店もいっぱい民間で出ておりますから、そちらの魅力に引っ張られて、なかなか小樽にいらっやらない部分もあるのです。だから小樽の魅力が相対的に落ちているわけですから、その魅力をどういうふうにつくっていくのかということが基本だというふうに思います。

ただ、先ほどから答弁いただいておりますように、港湾計画も第3号ふ頭の基部と第3号ふ頭については、交流空間の拠点として、客船のターミナルの整備をおやりになられると思いますので、そういう意味で言うと新たな海の魅力というのは大変な魅力でございますから、これは大変期待しておりますし、天狗山は中央バスが本当に一生懸命にお考えになっておりますから、それを市がバックアップをして、しっかりとした計画にして、それが実行され

ていくということですよ。

もう一つは、ずっと申し上げておりますけれども、旧手宮線です。これは中心市街地と観光地との結節点になるわけですから、ここの新たな魅力づくりをどうやっていくのかということが、これからの課題だと思っております。これがようやく進み始めてきたのかなど。これを絶対に物にして、一個一個実現をしていくということをやれば、私は相当な期間まだ観光都市として、このまちが存在できるというふうに思っておりますので、ぜひそこに取り組んでいただきたいと思っております。

そういう中で、旧手宮線の取得をされた部分の整備を、ようやく実施計画をおつくりになっておやりになるというふうに聞いておりますので、この実施計画について、今どのように進められるのか、お考えになっているのかについて、お話ができればお願いをしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線の整備についてでございますが、平成21年度に策定されました旧国鉄手宮線活用計画に基づきまして、本年度実施設計をする予定となっております。計画の内容についてですが、概要を申しますと、四つのステーションと散策路を整備する予定となっております。このステーションというのは、広場のことでございまして、ここを拠点として散策路へ結ぶこととなっております。また散策路につきましても、従来2メートルから2.5メートルという狭い幅員でございましたが、今回3メートルから4メートルというふうな広い幅員で整備することを考えております。その他、案内板とか解説板などのサインといったものを設置するというのが主な施設の内容となっております。

○山口委員

これは先ほど申し上げた、商工会議所の市内経済の振興プロジェクトの中でも、北運河というのが重要拠点として位置づけられております。この旧手宮線の整備と北運河との連携ということも課題となっております。その辺について、まだ整備の計画はこれからでしょうけれども、その辺についてはどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線の沿線には北運河、それから旧日本郵船などの地域資源がたくさんあります。こういったものを結びつけることによって、回遊性が高まるのではないかと、そういったことで、中心市街地の活性化に大きく貢献するだろうというふうに考えております。

○山口委員

旧手宮線については、前回の予算特別委員会でも話をしましたけれども、空き家再生等推進事業、国の交付金事業ですが、これを何とか導入して、せつかく商工会議所がいわばまちづくり組織をおつくりになるということですから、これが準備会社として行政と一体になって、こういう具体的な事業を進めていただければ一番いいと私は思っておりますので、それについては一生懸命協力いたしますので、行政も一体になって取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

◎本庁舎別館の耐震性について

最後に、東日本大震災以降、防災の話がずっとどの議会でも出ているようではございますけれども、本市議会でもさまざまな委員からお話が出ております。私はそういう中で、大変奇異に感じることがあります。学校の耐震化を一生懸命おやりになっているのは当然のことだと思いますが、この市庁舎別館は昭和37年に建てられておりますけれども、どの程度の耐震性があるのか、躯体の状況は大丈夫なのか、だれも御存じないようなのです。非常に私は奇異に感じていますけれども、しっかりと調べられているのですか。

○（総務）総務課長

今まで調べたという実績はないかというふうに思っております。

○山口委員

震度 6 や 7 の地震が小樽で発生することを想定しながら地域防災計画を立てているわけです。津波についてもそうです。どこが災害対策の本拠地になるのですか。技術部署も別館の 5 階にあるわけです。水道局は別の建物にありますけれども。その中枢が今のような状態でいいとは、私は決して思いません。ましてや毎回別館正面の入り口から入っていきますけれども、ひさしのところのコンクリートの劣化状況を見れば、市民も不安になると思います。皆さんもここで仕事をしていらっしゃるって、安心できるとは思いませんよね。地震が来ないだろうと思っているから、安心した顔をしていらっしゃるかもしれませんけれども。

本当に防災の対策をされるのであれば、まずこの防災について大丈夫なのかと、拠点になるところだよと。指令中枢がだめになれば、市民は混乱するばかりです。少なくとも、ここについて耐震診断をするのは当たり前でないですか。躯体はどうなっているのか、しっかりと調べるのは当たり前でないですか。素人目で見ても、明らかに鉄筋は腐食しています。コンクリートの白華現象も起きているわけでしょう。だから、ここはきちんとやってほしいと思います。それからここを改築するのか、それとも耐震改修でいいのか、いつやるかは別にして、そういう判断もしっかりとしておくべきではないですかと思います。なかなか職員からそういうことを議会におっしゃるといのはづらいことだと思います。今、公務員バッシングがいっぱい起きていますから。だから、我々のほうから申し上げるのです。ぜひやっていただきたいのですけれども、いかがですか。

○総務部長

この建物の耐震化についてということでお尋ねがございましたけれども、これまでもこの建物の老朽化ですとか、あとは狭隘化というのでしょうか、古い、狭いということは今まで議論したことがございまして、いずれ何とかしなければならないという考え方はありましたが、委員の御指摘のとおり、昨年 3 月 11 日の東日本大震災を受けまして、この施設としての耐震化はどうだろうかということは、やはり今、当然考えなければいけないというふうに思っています。地域防災計画の中では、ここはまさに災害対策本部になっています。災害の拠点になるわけですし、日常的には多くの市民が来庁しているわけですから、そういった市民の安全・安心を守る上でも、この庁舎の耐震化については考えていかなければならないというふうに考えておりますけれども、今ここで私から明言することはできませんが、少なくともいつまでもこのままでいいとは考えておりませんし、今、耐震診断のお話が出ましたけれども、今後数年間は大規模建築というのが予定されておりますので、そういった財政状況も見ながら、検討はさせていただきたいというふうに思っておりますので、このままでいいとは決して思っておりません。

○山口委員

建替えがすぐできるとは私も思っておりませんが、少なくともこの建物のいわゆる健康状態をきちんと把握されておくべきですし、その点はきちんとやっていただきたいと思っておりますけれども、最後にそれをお聞かせください。

○総務部長

今、健康診断ということでお尋ねがございましたけれども、言わんとすることはやはり耐震診断を速やかにということですが、先ほど申し上げましたけれども、できるだけ早い時期にはしていかなければならない問題だというふうに思っておりまして、財政当局とも十分検討しながら進めさせていただきたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎市職員の退職金について

初めに、先日一般質問の中で、労働実態調査にかかわって、私は今後の労働環境を考えたら、今、厚生労働省がやっている一般の民間の関係がすべてなのですからけれども、雇用保険制度というのがありまして、これについてそう

いうものはどうだろうかという話をさせていただきました。それに対しまして、市長からは職員が退職する場合には、相応の退職手当が支給されるということでしたが、退職したときに何か特別な形で払う退職手当の内容はどういうふうになっているのでしょうか。

○（総務）職員課長

退職手当については退職した事由によって、その支給額というか、支給率が異なっておりまして、例えば定年退職した場合、また自己都合でやめた場合とその事由ごとに勤続年数に応じて、勤続年数の段階別に支給率を決めながら手当を支払っている状況にあります。

○吹田委員

今二つの原因にかかわって退職手当が払われるということでしたが、おおまかな数字で、こういった形の計算をして、そういう数字をつくるのかということでも聞きたいのです。例えば、何年から何年は、自己都合の退職の場合はどういう計算をされるのだとか、又は定年の場合は、どういう形の計算をするかということでも聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

退職手当の関係で支給の計算方法ということなのですが、職員退職手当支給条例の第3条から第5条に、退職手当の基本額の算出方法が記載されております。例えば自己都合の場合、勤続年数によりますけれども、20年勤めてやめた方而言いますと、1年目から10年目までは1年につき100分の100、これに自己都合ですと100分の60を乗じて得た額となります。11年目から15年目の期間については、1年につき100分の110、これに100分の80を乗じて得た額。それと16年目から20年目については、1年につき100分の160、これに16年から19年までの部分について100分の90を乗じて得た額で手当を算出します。定年退職の場合は、例えば同じように20年勤めたとしますと、1年目から10年目までの期間については、1年について100分の150を退職時の給与月額に乘じます。あと11年目から20年目については、1年につき100分の165を乗じて同じように退職時の月額給与に乘じて得た額となります。これを合計したものが退職時、定年退職時の退職金となります。

○吹田委員

通常、退職金というのは月額給与の100分の100が基本額だと思うのですが、私のほうで、今、聞いた中では、退職されるときには民間でいうところの雇用保険のようなものはないから、それにかかわって退職手当に加算するのだという話もありました。それで、普通は給与の月額が例えば40万円なら、40万円掛ける月数で決めるのだけれども、これを40万円掛ける100分の165とか、そういう形で金額を上げて、そして支給率を掛けて数字を決めるのだという形の考え方でよろしいのでしょうか。

○（総務）職員課長

雇用保険も入っているというお話ですけれども、公務員の退職手当というのは、永年勤続、公務に仕えた者に対する報償というのが基本となっております、それに対して、一部生活保障的な性格も有しているというふうにされております。

今、委員がおっしゃったように、全額が幾らかというのは計算しづらいのですが、例えば先ほど自己都合退職と定年退職の場合の退職金の計算方法の話をしてしまいましたが、職員が35年務めて60歳で退職した場合は、そのときの給与月額の59.28月分の退職金が出ます。60歳で自己都合退職というのはほとんどないと思うのですが、自己都合でやめた場合は47.5月分、ですからその差が11.78月分の差が出ているというような状況です。

○総務部副参事

少し補足させていただきますけれども、この退職手当の関係についてはどちらかといいますと、長く勤めていていわゆる定年まで勤めていくということになりますと、皆さんがイメージしています満度の退職手当が出るというイメージになります。それに対しまして、自己都合などで早めにやめるということになりますと、当然のことな

がら長く勤めるよりも早くやめたわけですから、それなりに低い率での退職金が出るということで、要するに永年勤続ではないですけども、長く勤続することによって、退職金がそれなりに、先ほど委員からもお話がありましたように、雇用保険も含んだような形で、必要手当の部分も含んだような形でそれが金額として出てくると。

ですから、職員課長から説明がありましたけれども、継続年数のランクごとに切っておりますのは、年数が短ければそれなりに割落としといいますか、満額の金額が出ないような形、それがより長く勤めると、勤めた年数に応じてそれなりの額になってくるという仕組みになっています。これは実は本市だけがこういう仕組みにしているのではなくて、全国的に、これは国に準じた形でつくっておりますので、どこの市でもこういった形のつくりになってございます。

○吹田委員

今のところで何が言いたいのかというと、本来は給与月額に例えば月数を、五十何か月ありますとか、短い人は10年なら掛ける10だと思えますけれども、そのように想定するのですが、ここで100分の100というのが基本だと思っているのです。月額ですから、月額に幾らか掛けるのですから。だからこれが100分の165ということは、通常払われるものの6割5分多く払うということをやっているわけです。私たちがどうして退職手当の数字が大きくなるのかと考えたら、こういうことを聞くと、ああそうなのだと。単純に言いますと、計算上は2,000万円なら65パーセントとしたら、それだけでも1,300万円のプラスになるわけです。だから、この辺のところでもそういう実態があるので、私にすればそういう形で長く勤めた、なおかつそういう雇用保険もない、だからこういう形なのだと。ハローワークで聞きました、現在雇用保険で定年で最大出るのは幾らか。これは月額45万円以上の収入だった人で、日額にして7,980円なのです。7,980円を150日を限度にして出す。全部もらっても120万円に満たないのです。

雇用保険はそもそも本人も負担するのです。昨年は、保険料率は全体で1000分の15.5で、本人が1000分の6負担していました。例えば1億円の生涯収入があるとしたら、保険料は60万円になるのです。だから、その場合、全部で155万円払うのです。そういう人は40年間払って、いざもうとなったら120万円しかもらえないという世界です。そういう形で物事は動いているのです。

退職手当の制度というのは大変有益なものですし、市長がこの制度は適切であるから、これでいきたいというのは、私は皆さんのためにはいいのかと思うのだけれども、今の雇用保険制度というのは、民間企業の方は全員対象です。中小企業も大企業もすべてです。一流企業もすべて雇用保険は同じです。ですから、そういう面では、私はこの問題については、そういう形で財政が大変だというのは間違いのないですし、退職金、退職手当について、本来は本人が負担するものではないということが基本でございます。でも、雇用保険でしたら、本人に負担してもらった部分もありますし、そうすると財政的に私は非常にプラスになると。

私が今回このような質問をしたのは、定年退職者を対象にしたものではなくて、雇用保険は入ったらすぐに外すのは難しいというか、どなたも外せませんから、はっきり言って、いわゆる解雇ができますから。それは経営する側にとっては、絶対に無駄なことはせずやることができますので、私はそういう形で雇用保険制度についてということで話しました。

どれほど収入があっても、雇用保険に入っている人は最大で120万円しかもらえません。昔は360万円もらえたのです。今から20年ぐらい前です。300日間もらえましたから。たしか一番額が高いのは1万2,500円でした。一般市民がそういう形になっているということですから、私は先日も言ったように、市内でそういう形で仕事をしている方々は、ある意味準じているのだろうという話を常にしたのですけれども、この問題について私はもう少し、国も含めて皆さんで検討が必要かと思うのですが、市職員についてもそれと同じ見方をしたらどうでしょうかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○総務部副参事

実は現在の小樽市職員退職手当支給条例の中に、失業者の退職手当ということが規定されております。これは、

支給された退職手当の中に、先ほど来話していますとおり、いわゆる失業手当が入っているわけですが、一般にもらう失業手当とそれから退職手当を比較しまして、もし退職手当よりも失業手当のほうが高いということになれば、その差額分を支給するという制度になっています。ところが、失業手当のほうが、出ていた退職金よりも低いということになれば、その場合は何も支給しないという制度になっております。

これも実は一定のルールでして、国もそうですし、それからほかの地方自治体もこのルールを適用しております。ですから、最低限皆さんがもらう失業手当のほうが高いという場合には、当然のことながらその差額分、本来もらえるべき分を支給するという形になっておりますけれども、そうではなくて退職金で仕事を探している間、失業手当が必要な間、退職金で賄えるというときにはあとは何も支給しないでその退職金の中で頑張ってくださいという制度になっております。

これも通常の退職手当のルールの中に入っておりますので、小樽市も国と同じようにこの制度に入っております。ですから、雇用保険うんぬんというお話がありましたけれども、実は失業者の退職手当ということで規定がありますので、そういったルールで対応していけるというふうに考えてございます。

○吹田委員

私は事前にそういう制度、こういう形でと言ったのですけれども、今そちらから雇用保険的なルールはあるという話が出てきたのです。実を言うと、私は初めて聞いたのです。市のさまざまな規則については不勉強で大変失礼な話なのですけれども、そういった形であれば、私はもう少しそういうところを考慮して、ここに質問事項を考えてきたと思うのです。私はお話を聞いている中では退職手当にそういうものを入れているという話で来ていたのです。だからそれは、私が不勉強なのか、そちらが不親切なのかわかりませんが、ちょっとそれはいいのではないかと私は思っているのです。

どちらにしましても、私はこれからのそういう財源をつくるためには、今一番小樽市の中で財源としてかかっているのは人件費だと思っていますので、いかにそれを抑制して、財源には限りがありますので、使い方をどうするのかという話です。本市も少子化でございまして、私からすると、減るのは目に見えている部分もほうっておいています。このあたりも私は財源を使ってそれに対応してほしいと思うのですけれども、そのための財源を出すために、これを何とかしようかと考えたわけでございますので、ぜひこれからもそういうものを研究していただきたいと思えます。

◎建設工事委員会について

次に、一般的な入札の関係のことについて聞きたいと思えます。さまざまな入札の中では、建設工事委員会というのが設置されるのですけれども、建設工事委員会というのはどういう目的で、どういうメンバーで、どのようなときに会議を開くのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

建設工事委員会は、小樽市長の補助機関である委員会に関する規則の中で規定されております。建設工事委員会の目的といいますと、担当事務としましては、建設工事に係る指名競争入札参加の資格審査及びその格付についてのこと、入札参加者の審査についてのこと、建設工事に係る随意契約の相手方の審査についてのこと、500万円以上の工事及び製造の契約について、入札参加者又は随意契約の相手方を指名することとなっております。メンバーにつきましては、副市長を委員長とし、水道局長、財政部長、建設部長、産業港湾部長の5名のメンバーで行っております。

○吹田委員

本市の場合、今も新市立病院の工事について分割発注で行われているのですけれども、一般的に、そういう工事を小さくして入札をするなど、やることがあると思うのですが、このあたりについては、どこが主導して、そういった事務をやるのかと、一般的に思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

分割発注という考え方ですが、基本的に分割発注することによって経費が多くかかるというデメリットはございます。ただ、分割発注に伴って地元企業への受注の機会が図れるというものもありまして、分割発注をするしないの原案的なものは、設計部局で工事の内容に基づいてこれは分割発注したいということで、契約管財課に出てきます。契約管財課で建設工事委員会に諮って、分割発注をして、指名業者はこういう形でいいのかどうかというのを審議する流れになってございます。

○吹田委員

ということは、今のお話を聞きましたら、分割発注だけが工事でないですけれども、分割発注するという原案をつくるのは建設部ということですが、この工事は分割したほうがいいのではないですかという話を、どこかがするとしたら、それはあくまでも建設の原課が常に発想を立ててそれを前提にやるのか。例えばこの工事は大きいから、少し細かくしてやったらどうかと、そういう形になったときに、それはだれがそういう形の発案されるのかと思うのです。絶対に市の中でやったのですから、外部はやりませんから。そういう形では、どこがそもそもそういう公共工事について、どこで、例えばこちらでこれだけのメンバーがそろっていますから、工事というのは、全部予算組みから何からありますから、ここでそれを、これは分割しないだとか何したいとかと決めているから絞ったのだと、そうではないのですか。

○（財政）契約管財課長

基本的に工事の特殊性というものも規模等もありまして、先ほども言いましたように、原案は発注する課で作成されます。極論を言いますと、建設工事委員会の中で、これは分割しないほうがいいのではないのかというような議論があって、建設工事委員会では一括でやろうとかいうこともあるのですが、逆に一括で出てきて建設工事委員会の中で、これは分割してもいいのではないのかという議論が出れば、建設工事が最終的には建設工事委員会決定するという形になります。工事の中身を一番知っているのは発注する課ですので、その辺の原案を基にたたき台を上げて、建設工事委員会の中で決定しているという流れになっています。

○吹田委員

今のお話を聞きましたら、原案をつくって、最終的には建設工事委員会ですら工事の内容を確認して、これならいいでしょうということで決定するか、または、一括で持っていったら、建設工事委員会で見まして、これはもう少し分けたほうがいいのではないだろうかとか、そういうことでもう一回戻されて、原課で分けてみるとか、こういう作業も行うことがあるということですね。

○（財政）契約管財課長

あり得るということです。私の在任中には、そういうようなケースというのはなかったのですが、一応議論の中では建設工事委員会の中でも分割発注の是非というものは議論しております。

○吹田委員

今、市の各原課の担当の皆さんは、4年なり何年なりで交代されますので、今、担当されている契約管財課長は自分のときにはなかったということです。そうしますと、それは建設工事委員会では、基本的にはそういう形で分けるとか又は来たものは戻すとかということはなかったということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

もう一つ、私はいつも思うのですけれども、市内の業者の方に仕事をさせないということを常に言われます。市内の地元業者というのはたくさんあるのです。問題はそのときにたくさんの中から業者を選定して、そこで入札に参加してそして何かやるというときに、そういうさまざまな業者に多くやってもらいたいと思ったら、参加するときに何かを決めないと、だれでも100社も来たら困ることになりますから、それはどこかでそういうものを、内容を考えて参加してもらっているのかと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

工事の請負につきましては、一つは入札参加を受け付けるときに、その会社の過去の工事の実績、会社の規模、従業員の数などによって点数化された、経営事項審査の結果が道から後志振興局に向けて出てきます。その点数に基づいて、小樽市の規則の中でAランク、Bランク、Cランクという格付というものを行いまして、その一定の格付の基準の中で、指名競争入札であれば、幾ら以上の工事はAランクに発注しよう、それ以下であれば、Bランクだというような基準を基に発注しております。

○吹田委員

建設工事委員会が入札参加者のそういう内容のチェックなどについてですけれども、委員会でその内容が出て、だからどの業者というのは個人名が出てくるわけです。それをどうするかという問題なのでですけれども、この辺のところについて、入札に参加する人たちについて、工事委員会として何か特別なチェックをすることはあるのでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

経営事項審査は基本的に極めて事務的に後志振興局に出して点数化されます。資本金が幾らであったら何点とか、従業員数が幾らであったら何点とかいうものが、その経営事項審査の基準にありまして、それについては極めて事務的な形で点数化されるものであって、それについて本市の工事委員会の中で、この会社は、点数がいいけどちょっとだめだとかいうような話ということはまずできないもので、そのランクづけについては、あくまでその点数を基にやっております。

○吹田委員

ということは、この工事委員会の検討する資料的なものは、契約管財課でつくって、そこに全部の資料をつけて、そして皆さんで見たいということになるのでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

先ほど言いましたように、業者が指名競争入札の登録をするときに資格の登録の申請がございまして、そのデータを基に委員会で諮って了解いただいているという流れです。

○吹田委員

年間の工事を見ますと、大体うまく業者が分かれています。私としては、このような曲芸的なものができるのかというのが常でございまして。だから、このあたりは、どこかがそういう形でうまくなるようにしているのかなと。私は市がこれをやっているような気もしているのです。私は、工事委員会が、今回入れる業者は何社ですと、グループにしてしまっていて、このようなくらいでやってくださいと言えば、結構分散しますから、それはそうかなどと思うのです。そのように市の方々がかわる機会はないのでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

どこがどうこうしてほしいというものは、一切かわっていないのですが、発注に関しましては各ランクがございまして、基本的に例えば土木であればAランク、Bランク、Cランク、Dランクまであるのですが、Bランクだけに集中しないような発注方法というものは、発注する段階である程度は考慮しております。ただ、委員がおっしゃられているような、平均して落札しているということではないです。工事によってはきちんと頑張っているところは、落札している業者もありますし、その辺は工種によってまちまちな部分があります。

○吹田委員

いろいろと業者の方にもたまに話を聞くことがあるのですが、自分たちはこれだけの仕事の量をこなすしかないから、あちこちの入札に参加してもだめだからというようなことになってしまっている部分が多いようなのです。そうすると、結果的には競争が起きなくなってしまうという状況があります。

だからこの辺については、ほとんど起債して工事を行うのですが、起債についてはさまざまな国のお金も

かかわっているものだから、会計検査院や公正取引委員会に指摘を受けないような規制のきちんとしたもので工事を行っていただきたいと思っていますし、先日も公正取引委員会の情報管理室の方と話をしたのですが、やはりこういう問題で疑義が起るようなことがないように、私は建設工事委員会がしっかりとした形で物事を特に進めていただきたいと思います。

特に今までは何を言っていたかという、水道の関係とか下水道の関係は、工事費が極端に高いと言ったら、市は、これはそもそもの計算方式が違うので、厚生労働省と国土交通省の関係などがあったりするのでということですが、それでも、他都市の状況を見ましたら、そういう形にはあまりなっていないので、その辺のところについてももう少し精査した形で、適切な利益を生むような形で、そして公共事業ですから、公のための事業なので、そういう点ではしっかりとしたものでやっていただきたいと、私は考えていまして……

(「しっかりと調べて物を言いなさいよ、あなたもなあ」と呼ぶ者あり)

今回実を言うと、本当はこちらの予算特別委員会に、ある案件が付託されると思っていたらそうでなくなってしまったものだから、私としてはそれについて質問できないので、一般的な話をさせていただいたということでございまして、どちらにしましても、これからも各部署の方々がしっかりとした形で適切な市税の使い方を……

(「しっかりとやっていないという話をしているのだよ。ちゃんと主張しなさいよ、裏づけて。失礼な話だよ」と呼ぶ者あり)

よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○中島委員

それでは、3点ほど伺いたいと思います。

◎ロードヒーティングの修理、更新について

最初にロードヒーティングの修理、更新の問題ですが、本会議で一般質問に対する答弁がありまして、市内ロードヒーティングの修繕件数は年間40件から50件という数字が出されております。修繕内容についてもヒーティングの発熱部分の不良箇所や除雪センサーの交換が主なものだということでしたが、今回、問題にした市道住初線の故障というのは、どういう故障だったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今回の住初線の故障は、ロードヒーティングの熱源機であるボイラーが燃焼不良を起こして作動しなくなったものでございます。ボイラーについては、ヒーティング稼働前の9月には定期点検を実施しており、その時点では不良箇所はなかったと点検業者より報告を受けていることから、突発的にボイラーが故障した不測の事態であったと考えております。

○中島委員

そういうボイラーの燃焼不良による故障だったということですが、今、説明された主なる故障とは少し違うようですが、このボイラーの燃焼不良というのは一般的な故障だと考えていいのか、整備から18年たった住初線としては、経過年数と比較して、こういう故障はあり得るものだったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

一般的な故障ということでは認識しておりません。突発的な故障ということで認識しております。

○中島委員

今、資料を出していただいて、市内のロードヒーティングの経過年数について231か所分書かれております。年度別、3年以上から23年以上経過したものまで出ておりますけれども、このうち昭和年代に設置されたもの、つまり

23年以上たっているということですが、21か所あります。このうちで一番古いものは何年たっているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

一番古いものについてですが、昭和58年に整備した和光学園前のバス通の桜1号線であります。28年以上経過してございます。

○中島委員

28年経過したものが一番古い箇所だそうですが、15年を一つのめどにしていると聞いておりますけれども、そうになると7割以上が15年以上経過しているわけですから、ロードヒーティングの修繕、更新を考えるときに、大体年度で見ないのか、それともこれを何年ぐらいになったらやろうというふうに考えるのか。この更新計画のめどとしての年数というのがあるのでしょうか。それと、現在この小樽市のロードヒーティング事業の全体の更新計画、それ自体はあるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

めどということですが、15年ということで、これはあくまでも電気施設の標準的な減価償却の目安でございます。市は現時点で、ロードヒーティング施設について20年以上経過していることを更新のめどとしております。更新につきましては、市の総合計画においてロードヒーティングの計画的な更新を施策として位置づけてございます。また、更新計画についてであります。1期計画として平成21年度から26年度まで7か所7路線、2期計画として21か所12路線という内容で、当面これらの箇所の更新を進めていきます。

○中島委員

本年度の予算で見ますと、ロードヒーティング更新事業費は8,320万円、平成23年度は1億1,440万円でしたが、それぞれこれは何か所分として出された額でしょうか。

○（建設）雪対策課長

更新箇所についてですが、23年度につきましては2か所でございます。24年度につきましては1か所でございます。

○中島委員

除雪費のうち、ロードヒーティング関係諸費が計上されておりますが、1億3,296万円のうち、電気代や光熱費が1億円を超えておまして、実際の維持、管理、補修という分には1,990万円、2,000万円足らずの予算になっております。この維持、修理、補修に係る予算、決算の中身で見ますと、過去5年間の予算と決算を比較してどういう状況になっているのか、口頭で説明してください。

○（建設）雪対策課長

本年度の予算と過去5年の決算比較についてですが、ここ5年の維持補修ほか管理経費の決算につきましては1,200万円から2,100万円の間で推移しております。そのため、本年度予算につきましては、通常の維持・管理を実施できる予算と認識しております。

○委員長

5年間のことはいいですか。

○（建設）雪対策課長

23年度決算見込みでございますが、約2,080万円、22年度の決算につきましては約1,700万円、21年度決算につきましては約1,200万円、20年度決算につきましては約1,500万円、19年度決算につきましては約1,900万円となっております。

○中島委員

そうなりますと、予算対比でいけば大体100パーセントなのではないでしょうか。ここら辺の決算と予算の比較でいくと、この予算の執行率というのはどれぐらいになっているのかということを開きたかったのです。

○（建設）雪対策課長

おおむね予算に対しまして、決算につきましては100パーセント使うという形になってございます。

○中島委員

ほとんど残額はないというふうに理解してよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、私はなぜこういうことを聞いているのかといいますと、これまでの質問で住初線のロードヒーティング故障にかかわる深刻な事故が起きたということは、質問で取り上げたとおりです。しかしこの市内のロードヒーティングの実態は、設置年度から15年経過したものが7割、そして20年以上のものについては随時更新を計画したいとおっしゃっていますが、毎年の更新はせいぜい1か所から2か所というのが実態です。昭和年代のものをすべて更新するとしても、21か所あるわけですから、毎年2か所更新しても10年はかかる。そのうち緊急に住初線のように修理あるいは更新が必要なものが出てくるかもしれない。つまり、更新が追いついていないというのが、今の市内のロードヒーティングの実態ではないかと、率直に言って思います。どんどん年度はたつわけですから、老朽化の件数も多くなる割には更新が間に合っていないと。こういう意味では、更新が追いつかないというこういう実態については、私はそう思ったのですが、原課のほうの認識はいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

更新が追いついていないとの件ですが、まず耐用年数に関しましては、あくまでも電気施設の標準的な目安ですので、保守点検を定期的実施しまして、随時ふぐあい部分の修繕を行ってれば、施設の延命化は十分可能と考えております。また、住初線を含め、当面この更新計画に位置づけられていない箇所についても、毎年行う定期点検で状態を把握した上で、計画的な更新事業とは別に、ふぐあい箇所の改修や交換など、対応を強化いたしまして施設の更新時期に見合うよう努めてまいりたいと考えております。

○中島委員

そういうふうにして、住初線も昨年の4月と秋と2回点検したのです。だけれども、実際に事故は起きて修理できなかった。その事故が起きた12月の末には修理できる状況ではなかったということで、今回の事態になったわけです。ですから、この住初線のロードヒーティングの故障ということになって、まれな事故だったとは思いますが、今、今の市内のロードヒーティングの更新がなかなか追いついていかないという、この延長線上の問題ではなかったのかということが心配なのです。これまでの対応でクリアしていけばいいわけですが、今後も経過年数がどんどん過ぎていく中で、年度途中で故障して、同様な事故が起きるようなことになっていくのではないかと、これは大変心配だという点で、この問題を取り上げました。

予算やそれから国庫負担も調べましたけれども、なかなか厳しい状況で予算的には大変だと思います。6割ほどの国庫負担と市債という状況で更新事業をされておりますから。

この市債については、過疎債が適用になっているのでしょうか。これは財政のほうに聞いておきたいと思っています。

○（財政）財政課長

こちらにつきましては、過疎債を活用させていただいております。

○中島委員

過疎債が適用できるなら、この危険だとか、20年来たって更新を積極的にやりたいというものについて、一点集中的に検討、計画を立てて進めることも必要ではないかと、私の意見を申し上げておきたいと思いますが、こちら辺については建設部から積極的な提案をする予定はなかったのでしょうか。

○建設部関野次長

過疎債の適用は裏負担の部分であります。これに関しては、将来、先ほど言いましたように補助10分の6の部分

については、国の制度の社会資本総合整備交付金事業を利用させてもらっています。そういうことですから、幾らでもということにはなかなかならないものですから、今までは計画性を持って継続して要求しているという現状があります。そういう意味で、当然計画というのは現在持っていますが、できるだけ前倒しできるかどうか検討しながら、委員が言うように、今後も計画に基づき、積極的に実施するよう進めているところです。

○中島委員

◎小樽育成院について

次に、育成院の負担金の問題について質問したいと思います。

最初に、小樽市には育成院がありまして、養護老人ホームという位置づけですけれども、この養護老人ホームの入所要件と費用負担の仕組みについて説明してください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、養護老人ホームの入所要件についてでございますけれども、原則としまして、65歳以上で入院治療する必要がなく、かつ伝染性の疾患がない、市民税均等割が課される所得額以下の所得の世帯で、次に申し上げます要件のいずれか一つを満たした方が入所できることになっております。

一つ目が、付添いが手をかさなければよく歩けないなど日常生活に若干の支障があり、かつ面倒を見てくれる方がいない。二つ目が、虐待等家族から著しい迫害を受けており、これ以上の同居生活は不可能な方。三つ目として、現在住んでいる住居が劣悪な状態にあつて、これ以上居住することが難しい方となっております。

それから、費用負担の仕組みについてでございますが、月額1人当たり約14万円の費用を要することになりまして、原則は自己負担でございますが、本人の収入に応じて本人から負担金をいただき、また家族の所得税等に応じて負担いただきます。14万円に満たない場合は、その差額分を市が負担するという仕組みになっております。

○中島委員

収入に応じてということですが、この負担金の仕組みは大体何段階になっているのか。最低額と最高額はそれぞれ幾らでしょうか。入所数は一応200名が定員と聞いていますが、この負担金額で見ると、幾らぐらい払う層が一番多いのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、所得の段階でございますけれども、第1段階から第39段階というふうになっております。負担金としましては、まず第1段階が一番低い負担でございましたけれども、負担金はゼロでございます。一番多い第39段階にいきますと、先ほど申しあげました14万円でございます。

続きまして、入所者数、ほぼ定員の200名が今居住されておりますけれども、この中で人数が一番多い月額負担の方、これについては各階層に分散しておりますが、最も多いのは200名のうち29名、これが第1段階の負担金なしという階層でございます。

○中島委員

負担金なし、ゼロ円という方が一番多いということですね。

実は、先日入所者から相談を受けまして、87歳の男性で、国民年金年額43万円で暮らしている方です。負担金は月額4,700円と聞いております。年額でいけば5万6,400円。昨年8月に妻が亡くなりまして、11月から遺族年金が支給になったそうです。年度途中でしたから全額支給ではなかったですけども、平成24年度は全額もらうわけですから、25年度からは遺族年金が満額支給になったということで、年間収入が10万4,800円増える、遺族年金そのものが年間で10万4,800円だったということですが、そうするとこの10万4,800円が追加された場合の負担金は幾らになりますか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、この方は国民年金が主な収入で、年額43万円ということで、この所得で月額4,700円、年額5万6,400円で

いきますと、第5段階ということになりますけれども、通常年額43万円であると第9段階で、年額12万9,600円ほどになります。これは推測ですけれども、前年の所得から控除をする、残りの所得を見て段階を判断しますが、段階が通常よりもかなり低めになっているということは、約9万円の医療費があったのではないかと推測されます。この医療費9万円、引き続き平成24年度もあったとしますと、第11段階で月額1万4,100円、年間で16万9,200円になるものと思われまます。

○中島委員

そうすると、第11段階になって年間16万9,200円、遺族年金が支給される前と比べて年間の負担金はどのように変化しますか。

○(福祉)地域福祉課長

まず、収入が増える前の負担金が年額5万6,400円となります。増えた後の負担金は16万9,200円となりますので、年額にしまして11万2,800円増加するものと思われまます。

○中島委員

今お聞きのとおり、遺族年金が年間10万4,800円支給されることによって、入所者負担金は11万2,800円増加するのです。収入が増えても、差引き8,000円負担が増えるのです。本人はこれでびっくりしまして、これならもらわないうまいと、小樽年金事務所に相談に行きました。もう要らないと言ったのですけれども、そういうわけにはいきませんと説得されて帰ってきたわけです。遺族年金がわずか10万5,000円弱増えたことによって、かえってこれまでより負担が8,000円も増えるということになれば、低所得者には納得のいかない話だというのはよくわかるころなのですが、対策はないのか、こういう結果になったということについての御意見も聞きたいと思いまます。

○(福祉)地域福祉課長

先ほどの御質問の中でも答弁しましたが、この方は9万円ほどの医療費が平成23年度中にあったと思われまして、このことを考慮して負担金を考えまますと、逆転現象には恐らくならないのではないかとこの計算結果になりますけれども、実際この方は8,000円ほど収入が増えたものの、逆に持ち出すという形になっております。この辺の対策についてでございますけれども、道内の10都市を以前に調べた経過がございますが、このような事例に対応しているところはないと思いまます。今後、他都市の動きやこの逆転現象の対策等について、どうあるべきかについては、今後、研究してまいりたいと思いまます。

○中島委員

この負担金の額や改定などは、何か国の基準なり指針などがあるのでしょうか。小樽市単独で決定することができるものですか。

○(福祉)地域福祉課長

負担金の基準につきましては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」という厚生労働省老健局長通知がございままして、これに基づいて小樽市単独で決定してございまます。

○中島委員

小樽市単独で決定するわけですから、例えば今回のように、収入増加分を上回る負担金が発生する場合は、従来の負担金額にとどめることができるなど、不利益にならないような対策というのを検討できないのかと私は思われます。正直言って、この相談が来たときに、原課に聞いたら、それは何かの間違いでしょう、まさかそのようなことはないはずだということで何回も計算したり、やりとりをして、まさかこのようなことが起きているとは思わなかったようです。でも、現実にそういうことが起きたわけですから、私としては市の決定でそういう不利益、収入が増えた分よりさらに負担が増えるような不利益が起きた場合には、もとの額でいいというような一文を入れるなど、何かそういう配慮はできないのかということが率直な感想であります。ぜひ研究、検討していただきたいと思いまますが、いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

先ほども申し上げましたとおり、今後の他都市の状況、道外の都市も含めまして研究してまいりたいと思います。

○中島委員

◎自治体病院の消費税について

最後に、自治体病院の消費税の問題について質問したいと思います。

国会では、消費税増税法案の採決をめぐって大変緊迫した事態が続いております。26日にも採決をするかしないか日程がめぐっておりますけれども、こういう状況の中で、4月に全国自治体病院協議会が消費税に関する緊急調査を実施しております。この緊急調査に対して、本市の病院は答えたのでしょうか。

○（経営管理）管理課長

お尋ねのありました調査につきましては、平成24年4月18日付けで調査依頼が参っております。これに対しましては、両市立病院合計の値で回答してございます。

○中島委員

この協議会に参加している病院のうち対象は874病院です。有効回答数が164病院ということで、もともと医療費というのは消費税の非課税対象になっている分野です。しかし、医薬品や医療機器、医療材料、給食材料などは、すべて仕入れに消費税がかかっております。病院としては、仕入れに対する最終消費者として消費税を自己負担するという形でいわゆる損税が発生しております。アンケートでは、1病院当たり平均で1億2,412万円の消費税を払っているという結果が出ておりました。今回のアンケート調査で、両市立病院についてはどうだったかということの説明していただきたいと思っております。

消費税に関する緊急調査という、直接来た資料、アンケートに対する答えの資料を皆さんに配付いたしました。この中身、例えば5、6、7ぐらいまでを具体的に説明しながら、両市立病院の消費税の額についても説明してください。

○（経営管理）管理課長

まず、お尋ねのありました件につきましては、平成22年度における消費税額を回答しておりますので、同年度における両市立病院の消費税額について説明します。

まず、一般的な消費税の納付額の考え方なのですが、基本的に仮受消費税から仮払消費税を差し引いた額となります。わかりやすく説明しますと、あるものを店が売った場合、ここで消費税額が入っております。また、その品物を仕入れた場合、この消費税額を店側が払っております。この差引きがプラスであれば、店は消費税額をさらに納付しなければならない、逆にマイナスであればこれは還付されるといったような仕組みになっております。

ただ、病院の場合ですが、先ほど仮受け、仮払いになるものが、非課税である診療報酬になることから、本来であれば病院は消費税額を還付されるものなのですが、特殊な算式がございまして、病院は還付されなく、逆に追い銭をすることになっております。それを算式に基づいて算出した額が、資料の（7）22年度納付消費税額の475万円ほどになります。

お尋ねがありました、額と相当するものと同じように説明いたしますと、まず資料の（6）22年度支出に係る消費税額、まず損益的支出の合計、これらは下にありますように医薬品費、医療材料費、委託料、それぞれ仕入先に支払ったものに、かかって払った消費税額の合計でございます。それから、資本的支出の合計、こちらも施設関係、設備関係、今回の病院事業会計で言いますと、手術室の工事だとか、医療機器の購入費、これらにかかる消費税の合計のものでございます。これらの合計を足したもの、それから（7）22年度納付消費税額を足したもの、それから（5）22年度収入に係る消費税額、これらは診療報酬以外で、例えば健康診断を行った場合、消費税等は含まれております。これらを差し引いたものを合計しますと、1億9,299万3,000円となります。

○中島委員

大変大きな消費税がかかっていることがわかりだと思えます。現在の消費税率が5パーセントで1億9,299万円です。もしこれが10パーセントになったときの影響はどうなるのか、これについてはいかがですか。

○（経営管理）管理課長

仮に10パーセントになったときの影響ですが、お手元の資料と同様に支出も収入も同じだと仮定しますと、単純に倍額の3億8,598万円になります。

○中島委員

現在、新市立病院の建設を進めていますが、建設費に占める消費税額は幾らぐらいになっているのでしょうか。

○（経営管理）管理課長

現在、進めております病院建設予定地内小学校解体工事、それから小樽市立病院統合新築建設工事、それから小樽新築病院統合新築外構工事、それから旧市立小樽病院解体工事、小樽市立病院統合新築駐車場整備工事、これらを一括いたしまして、予算額で98億8,600万円になりますが、これに係る消費税といたしまして4億7,000万円ほどになります。

○中島委員

今の政府の提案どおり、平成26年度に消費税率が8パーセント、28年度に10パーセントとなれば、新市立病院開院は26年11月、雪の降る前という計画を立てておりますが、年度途中の消費税引上げ分ということになりますが、こういうときにはどういう対応をするのでしょうか。影響額をどう考えるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（経営管理）管理課長

現在こちらで入手しております情報によりますと、経過措置の見込みといたしまして、平成25年9月30日までに工事契約をしたものにつきましては、引渡しは26年4月1日以降であっても、消費税は5パーセントで計算されるということになっております。また、25年12月1日から27年3月31日までに契約したものは、引渡しは27年10月1日以降であっても、消費税率は8パーセントという情報を得ております。これによりまして、解体工事と駐車場整備工事につきましては、今後の日程から考えまして、経過措置を考慮しても、消費税率が8パーセントとなるものですから、今後、工程などを考慮して対応を考えていきたいと思っております。

○中島委員

また、開院後の収支計画の見通しという問題になりますと、新たに消費税率10パーセントということで、新市立病院の運営を進めなければならないわけです。今のお話でも4億円に近い金額がかかっていくわけですから、大変厳しい状況になると思えますが、こういう新市立病院の収支計画の見通しについて、消費税の倍額になるという問題に関しては、対策や対応を考えているのでしょうか。

○（経営管理）管理課長

新市立病院の収支計画につきましては、現在、消費税率5パーセントで試算しておりますが、当然、消費税率の引上げは病院経営に大きな影響を及ぼすと考えております。現在、国におきましては、中央社会保険医療協議会で医療機関等における消費税負担に関する分科会を設置し、平成25年度前半までに8パーセントへの引上げ時の対応を取りまとめる予定と聞いております。いずれにしましても、病院の負担が増えないような方策を検討していただきたいと考えております。

○中島委員

日本医師会の推計によりますと、全国の医療機関で消費税の負担は8,000億円になるといいます。そのうち2,300億円が先ほど話した損税となって医療機関が負担しており、経営を圧迫していると報告されております。出していた資料の8番目ですけれども、社会保険診療報酬制度における今後の消費税のあり方について意見を求める

ということで、1 から 5 まで書いてあります。小樽市が記入した 2 番というのは、この対策は診療報酬を課税とするという内容になっておりますが、これはなかなか厳しい選択をしたものだと思えます。これは患者の負担と、最終的に患者がその診療報酬の中の消費税の分も払ってくださいという提案になるわけですね。

全国の国民健康保険団体連合会は、患者の窓口負担を増やさずに、損税分を還付する、いわゆるゼロ税率による損税の解消を求めています。しかし、財務大臣は、ゼロ税率は考えていないと一貫して言っておりますが、私たちはほかにそのように適用するゼロ税率のものはないのかということを探してみますと、実はあるのです。輸出税といひまして、国内でつくったものを輸出するときには、相手国に消費税を求めるわけにはいかないものですから、企業に100パーセント消費税を返しているのです。こういうことが実際にできるのに、どうして医療機関に対してはお金を返すことができないのか。本来は医療は国民の命を守る制度であり、その医療に税金をかけてはならないのは当たり前だと思いますが、逆に消費税をかけて医療機関の経営を圧迫するというのが今のシステムです。それに賛成して 2 番の中身を選んだ本市の病院当局もどうかと思っておりますが、この 2 番を選んだことについて、どのような判断と御意見だったのかもお聞かせください。

○(経営管理) 管理課長

今回、回答いたしましたのは、先ほど答弁したとおり、本年 4 月に照会がありまして、回答期日まで日数がなかったものですから、病院内での十分な議論というものがされないまま回答したものでございます。今回、こういう回答をしたのは、あくまでも経営的な観点からの一つの考え方でありまして、病院局としましては、今回の最終回答ではないと考えております。今後この内容を検討する上で、今回の設問にあります 4 のゼロ税率も適用することも、一つの考え方であると認識しているところであります。

○中島委員

こういう報告を聞いてほっとするのですが、市民が新市立病院建設については、厳しい目で、また期待を含めて見ている最中に、患者の窓口負担に消費税も入れていいなどということを病院局が答えているとわかったら、あまりいい効果にならないのではないかと心配しておりました。

最終的に、全国自治体病院協議会が消費税に関する緊急調査結果を今回まとめておりますが、このまとめについては大体どのように把握しているか、簡単に報告してください。

○(経営管理) 管理課長

今回の調査結果についてですが、現在、社会保険診療報酬が非課税とされているため、多額の控除対象外消費税が発生しており、平均で年間 1 億円以上、500床以上の病院では 3 億円以上もの負担となって病院経営を圧迫している。特に自治体病院は、室料差額等の課税売上割合が低いため、控除できる消費税が少ないという特色がある。消費税に対しての意見としては、診療報酬を課税対象とし、税率を軽減すること、医療機関が購入する薬品、診療材料は非課税とすること、仕入れにかかる消費税は全額控除対象とするといった意見が多かったと聞いております。

○中島委員

答弁にあったとおり、医療機関に平均 1 億円、500床以上の病院では 3 億円以上の負担が消費税によって発生しているわけですから、これ以上の消費税増税というのは、本当に自治体病院の存亡にかかわる深刻な中身だと思います。こういう事態があっても、自民党、公明党、民主党の皆さんは消費税増税と国会では言っておりますが、改めて地方の実態も明らかにして、消費税増税はやるべきではないという声を上げていただきたいと私は期待しております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。